

産業生活常任委員会  
予算常任委員会産業生活分科会

(令和2年6月22日)

○ 三木 隆委員長

それでは、産業生活常任委員会を開会いたしますので、事務局はインターネット中継を開始してください。

マスク着用によって、収録音声が聞こえにくくなることが想定されますので、ご発言の際には、必ずマイクのスイッチをオンにし、マイク正面に近い位置からなるべくはっきりとした口調でご発言頂きますようお願いいたします。

審査順序についてですが、市民文化部、商工農水部、市立四日市病院の順で審査を行います。

なお、議案以外の事項としましては、市民文化部では3件の協議会、1件の所管事務調査、1件の報告、商工農水部では1件の所管事務調査、市立四日市病院では1件の協議会がございます。

いずれも当委員会中に取り扱ってまいりますので、ご了承願います。

次に、今回の委員会の中で新たな所管事務調査を実施するかどうかを確認させていただきます。

ご提案はございますでしょうか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

提案もないようですので、所管事務調査は実施しないということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

なお、休会中の所管事務調査については後ほどお諮りしたいと思います。

それでは、予算常任委員会産業生活分科会として、議案第9号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第17目コミュニティ活動費について議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 山下市民文化部長

おはようございます。市民文化部長の山下でございます。今年度1年間、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、宝くじコミュニティ助成、新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算をはじめ、協議会、所管事務調査等、多岐にわたりますが、ご審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

また、今年度より文化まちづくり財団の事業報告等をさせていただきますので、併せてよろしくお願いをいたします。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第17目 コミュニティ活動費

○ 三木 隆委員長

それでは、議案第9号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第17目コミュニティ活動費を議題とします。

説明をお願いします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

おはようございます。市民文化部次長兼市民生活課長の中根でございます。

私からは、コミュニティ助成事業費補助金の補正予算についてご説明をさせていただきます。

タブレットをお願いいたします。トップページ、03、6月定例会議会、06産業生活常任委員会、001市民文化部（追加資料）をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

100分の5ページをお願いいたします。100分の5でございます。

資料1の目的でございますが、一般財団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献事業である一般コミュニティ助成事業及びコミュニティセンター助成事業を活用して、住民が自主的に行う活動を推進し、地域社会の健全な発展を図るための補助でございます。

資料2の内容ですが、①一般コミュニティ助成事業でございます。

当助成事業は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備を助成対象とし、助成額は1件につき100万円以上、250万円を上限としております。

令和2年3月31日付で、三重県を通じまして、資料記載の3件について助成決定を受けたところでございます。

6ページをお願いいたします。

②としまして、コミュニティセンター助成事業でございます。

集会施設の建設や大規模修繕を助成対象とし、助成額は事業費の5分の3、1500万円を上限としております。

こちらにつきましても、令和2年3月31日付で、三重県を通じ、資料記載の1件について助成決定を受けたところでございます。

以上、一般コミュニティ助成事業3件、合わせて助成額680万円、コミュニティセンターの建設事業への助成1件、1500万円となっております。

この助成金につきましては、本市の予算を通じまして、実施団体に補助金交付をする必要があることから、今回、2180万円の歳入及び歳出を補正させていただくものでございます。

7ページをお願いいたします。

一般コミュニティ助成事業の実績及び推移でございます。

令和元年度と今年度、2か年の実績を記載してございます。

今年度につきましては、表の資料の中ほどから下のほうに記載してございますが、14件の申請に対しまして3件が採択され、助成決定通知を受けたところでございます。

8ページをお願いいたします。

参考資料としまして、一般コミュニティ助成事業にかかる本市における優先順位の考え方を、資料の中ほどにお示しさせていただいております。

毎年8月頃に助成対象事業の募集を行いまして、10月頃に本市分をまとめて三重県に提出しておりますが、その際、優先順位をつけて提出するという仕組みになっておりまして、この優先順位のつけ方の基準を定めているところでございます。

優先順位の判断基準としましては、1としまして、まずは申請回数の多いものを優先としますが、同一地区で複数申請がある場合、地区内申請者同士で決める優先順位が2番目以降の申請は、他地区の申請を優先いたします。

2としまして、申請回数と同じものにつきましては、①に記載しましたように、地域の伝統文化を優先し、次に、②としまして先駆的な取組、次に、③その他、資料に記載の内容という順番で優先順位をつけることとしております。

3としまして、さきに申しあげました1や2の内容を考慮してもなお同順位になる場合は、当該地区の過去の採択実績を比較しまして、少ないほうを優先するという基準にしております。

ページ移りまして、9ページをお願いいたします。

4としまして、先ほど申しあげた順に関わらず、前年度に事業が採択された地区は他地区を優先することとしております。

最後に、5としまして、平成30年度以前の申請で未採択のものについては、先ほど申しあげました同一地区で複数申請がある場合の2番目以降の申請は、他地区の申請を優先するという基準や前年度採択された地区は他地区を優先する基準は適用しないとしております。

あと、資料には、判断基準による優先付けの事例を記載しております。

先ほどご説明しました優先順位につきましては、平成30年の6月と8月の協議会で、同一地区から多数申請が出たという事例がございまして、このような考え方をご説明させていただいた上で、令和元年分申請から適用している優先基準のルールでございます。

あと、10ページ以降につきましては、10ページから18ページでございますが、助成の要綱を記載してございます。

資料の説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたらご発言願います。

○ 諸岡 覚委員

ありがとうございます。

これ自体に何ら異論はないんです。ちょっと知識として教えてもらいたいんですが、105分の7ページのところの一覧、申請があったものは載っているこれが全てですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

これが全てでございます。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、四日市には数多くの自治会がある中で、これだけしか申請がないということの理由というのはどのように分析されているんですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

これにつきましては、この助成制度そのものにつきましては、市から補助金、助成金を一覧にしました助成制度のしおりというものを配布しております。

そこにも記載しておりますし、地区市民センターの館長を通じて各地区で自治会長会議等の場でもご説明をしておる次第でございますが、手元の私どもの調べの中では、平成20年の段階ですと、申請が1件でありました。

その後、平成21年度3件、平成22年度で3件と、見ていきますと平成27年ぐらいから8件、平成28年が6件、平成29年5件、平成30年9件、令和元年度が12件、今年度が14件と、この辺については、過去ですと制度の周知不足かなというところも今思うとありますが、現在のところではいろんな機会を捉えてこういう制度があるということを周知しています。

もともと250万円の補助上限があって、もっと大きなお金がかかるという中で、ちょっとまだ手を挙げるのが、挙げにくい状況もあるのかなという判断はしておりますが、年々申請回数も多くなっていますので、一定、こういう制度があるというのは周知を頂いておるものと私どもは考えておるところでございます。

以上でございます。

○ 諸岡 党委員

だから、ちょっとよく分からなかったのは、申請が少ない理由の分析、ちょっと端的に、なぜ申請数が少ないと思われるかというのをちょっと教えてもらえないですか、簡潔に。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

一つは、100万円以上250万円以内の対象経費ということで、100万円を超えるような整備が必要な場合は、この制度で助成させていただいておると思うんですが、100万円以下のものは、この制度には手を挙げていただけていないのかなというふうに理解しております。

○ 諸岡 党委員

そうすると、それぞれの自治会レベルで、そこまで大きな金額の事業をできる自治会はあまりないので、それができる自治会に限られてきていると、そんなイメージなんですかね。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

そのように理解しております。

○ 諸岡 党委員

了解しました。

○ 三木 隆委員長

他に。

## ○ 樋口龍馬委員

この事業については、議案に対する意見募集において、市民からの意見があつて、理事者の皆さんも見ていただいていると思うんですけども、自治会としてはこういう制度があるということは好ましいし、ありがたいと思うんですけども、市民全体に対する周知が不足していて、なぜその選定が3件になっているのかが分からない方もたくさんお見えになるんじゃないだろうかという意見があつて、今の諸岡委員の内容にも若干触れるところはあるかと思うんですが、僕もどこまで全市民に周知すべきものなのかは疑問に感じていて、使い方も非常に限定的じゃないですか。そもそも宝くじの金で、四日市は県に候補を上げていだけという状況で、選定するのも四日市が選定しているわけではなくて、あくまでほかの自治体で選定されたものが補助要綱に従って拠出されているという中で、全市民に行き渡る必要があるのかどうかという疑問を感じながらも、あのようなご意見が上がっていましたので、この辺りの周知に対する考え方というのは、自治会長レベルが知っていればいだろうという程度にとどまるのか、全市民に知っておいてほしい事業なのかというところはどうですかね。

## ○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

ありがとうございます。中根でございます。

今回の議案に対する意見募集ということで、4件ほどご意見頂いておる中で、委員のご紹介の意見もあったと思います。

もともと3件だけだったのか、3件に絞ったのかというところで、その辺の背景が分かりにくい、自治会としてはありがたい制度と思うが、ということです。

これについては、今後、地区市民センターを通じまして――募集は地区市民センターを通じて案内をしておるわけですが――この結果についても、こういう行事でこういう整備を図られたということで、結果のフィードバック的なものをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、一般市民向けにつきましては、この助成制度を受けられた場合は、マスコットのマークを購入したものに貼り付けて、あるいは市のほうで、広報等で助成を受けた旨を広く知らしめることを要綱で規定しております。

そういったことで、これについては助成団体がどんな課題を持っていて、どんな解決のために申請をして、助成を受けたというふうな、今までもどここのどういう祭りで、こ



ういうものが助成になりましたと広報しているんですが、もう少し詳しく記載したものを、広報、紙面の加減もあるのでどこまで取れるか分かりませんが、ホームページ等で訴えていきたい、周知してまいりたいと、このように思っております。

○ 樋口龍馬委員

言ったら、申込みができる人もかなり限定されるところがありますし、それ以外の枠もあるじゃないですか。

それ以外の枠について、さらなる周知はお願いしていきたいなとは思いますが、現在、今回挙げていただいた3件については、そうやって採用された経緯、経過というところを記していただくという形で、市民の方の意見に対して完全に合致はしていないかなと思うものの、31万人全員が知っておかなきゃならない事実かということ、私もちょっと違うのかなと思うところがあるので、考え方だけ伺いました。ありがとうございました。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決させていただきます。

議案第9号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第17目コミュニティ活動費については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 三木 隆委員長

ご意義なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、全体会審査に送るべき事項について、委員の皆様からご提案がありましたら挙手にてご発言願います。

（なし）

○ 三木 隆委員長

それでは、本件を全体会審査に送らないこととします。

〔以上の経過により、議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第17目コミュニティ活動費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 三木 隆委員長

続いて、議案第19号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第19目文化振興費について説明をお願いします。

議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

## 第1条 歳入歳出予算の補正

### 歳出第2款 総務費

#### 第1項 総務管理費

#### 第19目 文化振興費

### ○ 中野文化振興課長

文化振興課長の中野でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、先ほどの続き、105分の19ページからご覧ください。

先日、追加上程されました補正予算（第4号）のうち、文化振興費、文化会館等施設整備事業費についてご説明申し上げます。

来館者が安心して鑑賞できる環境を整えるため、四日市市文化会館の感染症防止対策を行うものでございます。

現在、文化会館では、ご来館頂く方、講演される方に安心してご利用頂けるよう、大きなホールから小さな会議室まで、全ての貸室で利用人数の制限を設けるなど、国、県、市の対応方針に沿った対応を取っております。

文化会館をご利用頂く方にも、このような対応方針と本市の公共施設における感染防止対策の目安をあらかじめご理解頂いた上でご利用頂くために、ホームページへの掲載や電話、窓口対応で説明を行うなど、ご来館前の周知に努めているところでございます。

県外からのご利用もある文化会館でございますので、より安心してご利用頂ける環境を整えてまいりたいと思ひまして、今回の補正をお願いするものでございます。

特に、第1ホール、第2ホールは、1か所に集客して固定席で観覧する施設でございますし、県外からのご利用が多く見込まれることもございまして、文化施設の感染症防止対策事業という国の補助金を活用いたしまして、赤外線カメラ装置による検温アラームシステムを導入いたしたく、3台分で366万円の歳出予算を計上いたしております。

国の補助金でございますので、歳入のほうにつきましても2分の1に相当する額、182万9000円の歳入の補正も併せてお願いしたいと考えております。

資料、20ページ、ご覧ください。

この二つのホールに導入する場合の配置の案、そして、そのイメージをお示ししてございます。

導入するもののイメージとしましては、即時に検温ができて検知できるもの、検知した

体温の誤差が少ないもの、そして、ご本人の自覚を促すようなモニター表示のできるものというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたらご発言願います。

○ 諸岡 覚委員

機械はすばらしいと思うし、設置するのもいいんですが、設置してからのことをちょっと聞きたいんですけど、これを設置して、例えば発熱を検知しましたとなったとき、どういう対応になるんですか。何を聞きたいかという、あなたは熱があるからもう入ってはいけませんよと、強制的に退場を促すことができるのかどうか。

○ 中野文化振興課長

中野でございます。

諸岡委員からご質問頂きました件でございます。

このシステムで、この方は発熱しておられるなということを検知した場合には、その場におります係員が別の部屋へ誘導させていただきまして、よりしっかりとした検温をまずさせていただきたいと考えております。

そこで、やはり37度5分を超えるような発熱されていることが分かりました場合には、ご帰宅頂くことを要請するという対応を取らせていただきます。

強制的にお帰り頂くということがなかなかやはり難しゅうございますので、ご本人にもご自覚頂いて、ご帰宅を要請するという対応を取らせていただこうと考えております。

以上でございます。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、強制執行権はなくて、仮に発熱があったとしても、いや、俺はふだんから熱高いのでええんやと言って入っていくことは可能なわけですね。

もう一つ聞くと、例えば要請しました。分かりました、帰りますとなったときに、有料

のチケット買っている人、いらっしゃいますよね。よく芸能人なんかが来て、例えば5000円のチケットを持ってきたけれども、発熱で帰らなさいと言われたというときに、そのチケットは、例えば、帰れと言うんだから市が負担するのか、あるいはあくまでも自己判断で帰るんだから自分でもう5000円は負担しておきなさいよと言うのか、有料チケットの場合どうなるんですか。

#### ○ 中野文化振興課長

中野でございます。

有料のチケットの取扱いは大変難しいところかと思っております。

そういう点もございますので、ご来館頂く前の周知を今も一生懸命取り組んでおるところでございます。あらかじめご本人にご自覚頂けることが一番かと思っております。

現時点では、有料のチケットをどのように取扱いさせていただくか、まだ決めかねておりますので、これからもう少し勉強してまいりたいと思っております。

#### ○ 諸岡 党委員

決めかねているということは、今後、検討した結果、そういう場合はチケットをこちら側で払い戻すこともあり得るということなんですか。

私はてっきりもうそんなものは個人負担だと思い込んでいましたけれども、検討しているんですね。

#### ○ 中野文化振興課長

中野でございます。

今の時点で検討に入っているわけではございません。

分かりづらいことを申し上げまして申し訳ございません。

どのような対応を取っていくことが適切なのか、今の要請をしていくという段階では、なかなかいろんなご意見にお答えしづらいところもございますので、他の施設、県の施設等の動向を見ながら、一緒に考えさせていただけるような場が設けていければというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○ 諸岡 党委員

この機械を入れるのは、すごくいいことだと思うので、ぜひ上手に宣伝していただいて、突破する人がいないように、要するに、俺はええんや、そんなものと言って入ろうとする人って絶対一定数いると思うので、そういうことがないように、うまい感じの周知徹底をしていただきたいなと思います。

以上です。

○ 三木 隆委員長

要望でよろしいですか。

他に。

○ 中川雅晶委員

関連なんですけど、これ主催者も当然いますよね。

市はそういう形で、別室でさらに検温して要請、そこまでしか、なかなか市としては難しいと思うんですけど、主催者と、そうなった場合の事前の協議であったりとかというのは、ほかの自治体とか、どうなんですかね。

この検温装置を入れるのは第一義に、どこでも入れているので、こうやって、そういうセキュリティーを配備しますよというのはよく分かるんですけど、さっき言われたように、その後の問題というのは、本当にそういう問題が多分、現場では起こると思うんですけど、主催者との関係というのはどうなんですかね。

○ 中野文化振興課長

中野でございます。

事業を実施されます主催者、例えば、貸し館で興行される場合とかもございます。私どものほうで文化会館の事業として実施する場合の興行元といいますか、そういうところとの関係、どちらもあるわけなんですけれども、現在も、貸し館でご利用頂く方にも、それと、私どもの自主事業で開催する場合も、あらかじめ国、県、市の対応方針に沿ったことをご理解頂いた上で、ご利用頂けるかどうかの確認を大変念を入れて取ってございますので、そういった点で、これは無理だなということであればご利用頂けないことも出てきておりますし、ご理解頂いた上でご利用頂けるような、そういう対応を現在は取らせていた

だいております。

今後、このシステムが入る入らないにかかわらず、そのような対応は引き続き取ってまいります。市の対応方針に沿ってご利用していただけるように促しているところでございます。

以上でございます。

## ○ 中川雅晶委員

それは、そもそもイベント等を開催するに当たって、市主催ないしは様々な民間の主催者においても、こういった条件に基づいて使用の許可をしますよという話ですよ。

それは、もともとそうじゃない、そういう理解を頂いていないところにはお貸しすることはできないということを前提にしているという話で、これは、実際にイベントが始まって、この機械を置いて、そうやって周知をしても対象者が来られた場合、通常の体温が高い人も当然おられるので、いやいや、私はそれでも全然問題ないんですと言われたときの対応としては、そういう前提でイベントを開催して、市であろうが民間主催者であろうが、その後の、それぞれの――市が主催のやつは市がしっかり責任を持って対応すればいいと思うんですけども――民間事業者が主催されている場合は、チケット代の問題であったりとか、そういうのをどういうふう to 処理されるのかというのが少し見えづらいので、この事業自体に反対するわけではないんですけど、その先がなかなか見えなかったので、ちょっとお尋ねしたんですけど。

さっきのご答弁では、今後そういうことも、いろんなことを確認しながらしていきますよという話だったんですけど、ちょっと基本的なところもなかなか見えないので、どうなのかなというのをお尋ねしたんですけど、まだ全然分からない状態ですか。

例えば、別室で取りあえず見ていただくという方法もあるし、いやいや、もう、絶対無理でしょうとかという形でお断りする場合もあると思うんですけども、その例えば線引きだったりとか、ガイドラインとかがないと、なかなか詳細のところではトラブルになるのをなるべく避けていかなきゃいけないという部分で、もう少し詳細に詰めたほうがいいのではないかなという思いでご質問させていただいているんですが、その辺はいかがでしょうかね。

## ○ 山下市民文化部長

今回、新型コロナウイルス感染症という国に指定された感染症、この問題があるので、やっぱり非常に市民の方も不安になるということで、こういったものを入れさせてもらうということでございます。

先ほども課長が言いましたように、別室で検温して、さらに発熱があるということであって、やはりそういったことが疑われるということであれば、その場から、帰国者・接触者相談センターとか、そういったところに一回電話をしてもらって、判断を仰いでいただくということもあるのかなと。

申し訳ないですが、まだ完全にそういうのは詰めていませんので、そういったことも含めて、早急にまとめていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

事前にそういったところを、本当に現場の方々がクレーム対応とかでなるべく混乱しないような形で、ガイドラインを定めていただきますように、要望だけしておきます。

○ 三木 隆委員長

他に。

なしでよろしいですか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段、ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論ありましたらご発言願います。

討論なしでよろしいですか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろ



しいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決させていただきます。

議案第19号令和2年度四日市市一般会計補正予算(第4号)のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第19目文化振興費については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、全体会審査に送るべき事項について、委員の皆様からご提案がありましたら挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第4号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第19目文化振興費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

続きまして、産業生活常任委員会に切り替え、議案第12号四日市市戸籍関係等手数料条

例の一部改正についてを議題といたします。

## 議案第12号 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について

### ○ 三木 隆委員長

説明をお願いいたします。

### ○ 杉本市民課長

市民課長の杉本でございます。

議案第12号四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

資料は、先ほどの続きとなりますが、105分の23ページをお願いします。

当議案は、四日市市戸籍関係等手数料条例を一部改正しようとするもので、改正の箇所につきましては、23ページから24ページにかけてとなりますが、具体的な内容につきましては、次の25ページをご覧ください。

デジタル手続法の施行に伴って、このたび、住民基本台帳法及び番号法が改正されたことから、これに合わせ、現行の条例の関係する箇所につきまして改正を行います。

改正点といたしましては2点ございます。

25ページの中段、2、改正の内容のところをご覧ください。

まず、一つ目、住民基本台帳法の一部改正に伴うものでございますが、これまで、住民票の除票や戸籍の附票の除票につきましては、住民票や戸籍の附票のうちの一形態とみなして取り扱ってきました。

しかし、このたびの住民基本台帳法の改正によりまして、これら除票が制度上明確に位置づけられ、住民基本台帳法において、住民票の除票及び戸籍の附票の除票に係る規定が追加されました。

そこで、本条例にこれら除票の規定を追加するというものでございます。

なお、これら除票の取扱い自体はこれまでとは何ら変わりませんし、手数料につきましても従前と同じく1通200円で、変更はございません。

続きまして、二つ目、番号法の一部改正に伴うものでございます。

マイナンバーカードの普及促進、通知カードの記載事項変更事務の煩雑化などの理由から、このたび、番号法が改正され、通知カード制度が廃止されました。

この制度改正によりまして、通知カードを紛失された場合などの再交付の申請がなくなりましたが、これまでの本条例に通知カードの再交付手数料の規定がございましたので、この規定を削除するというものでございます。

説明は以上でございます。

#### ○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたらご発言願います。

なしでよろしいでしょうか。

#### ○ 小川政人委員

通知カードの再発行が要らんということなんやけど、どういうことなのか。よく分らん。

#### ○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

これまで、通知カードを受け取られた方で、紛失などによってなくされた方が、窓口に来られて再交付の申請をしていただきますと、国のほうでまた作ってもらって受け取っていただくという手続がございましたが、今回、通知カードの制度が廃止されて、今後、通知カードの新規交付とか、再交付というのがなくなりました。

今までは、国のほうからの通知カードによって自分のマイナンバーを知ることができていたわけですがけれども、今後は、通知カードに代わって個人番号通知書——A 4、1枚の紙になるんですけれども——が通知されることになりました。

これまでに通知カードを受け取っていて、なくされた方にとっては、再交付で通知カードを受け取ることができなくなるわけなんですけれども、もし、ご自分のマイナンバーを証明するような場面があった場合においては、通知カードの代わりにマイナンバーカードを新しく作っていただくか、もしくは、住民票にマイナンバーを記載できますので、住民票を取っていただいて、マイナンバーを証明する書類として使っていただくというような形に変わります。

以上でございます。

○ 小川政人委員

要らなくなったということでええんかな、極端に言えば。

○ 杉本市民課長

市民課、杉本です。

通知カード自体はなくなって、ただ、マイナンバーを証明する場面は引き続きあろうかと思しますので、その場合はマイナンバーカードもしくは住民票で代えていただくということでございます。

○ 小川政人委員

分かりました。

○ 三木 隆委員長

他にありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段、ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

討論もないようですので、これより委員会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第12号四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正については、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第12号 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

続きまして、地域活動費（館長権限予算）事業について報告を受けたいと思います。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課、中根でございます。引き続きよろしく申し上げます。

資料は26ページをお願いいたします。

地域活動費（館長権限予算）でございます。

資料1として目的を記載してございますが、館長権限予算につきましては、地域における特色ある活動に対し、迅速に事業を執行し、地域活動の活性化を促進することを目的としたものでございます。

この館長権限予算につきましては、平成26年度からモデル的に8地区市民センターで実施をさせていただきまして、平成27年度から全24地区市民センターで実施してきております。

これまでも制度の一部見直しや事業の検証をしてまいりましたが、昨年8月定例会議会決算常任委員会産業生活分科会におきましても、施策的に手を加えることで発展するのか、フェードアウトするのか、過渡期と考えるため、表彰制度やコンペ方式などの新たな取組を積極的に検討してほしいといったご意見を頂いたところでございます。

あわせて、昨年、各地区連合自治会長やまちづくり協議会の会長などと意見交換を行って、その上で、11月にも協議会の開催をお願いし、その際、私どもからは、令和2年度から、館長の事業提案に対し、外部委員も入れた上で審査を行うコンペ方式を導入することや予算配分額につきましても、一律120万円を上限とすることなく、増額も含め、審査の上、決定すること。また、事業内容につきましては、地域合意を得た事業であることや、新規事業については原則単年度で完結できる事業であること。地域課題解決に向けての実効性などを軸に、事業実施後におきます地域事業としての継続性等も考慮し、事業採択をしたいというふうな考え方をお示しさせていただいたところでございます。

これらを踏まえまして、資料2、内容でございますが、対象事業としては、地域の公益性に資するもので、地域合意が得られているソフト事業としております。

このうち、今年度の新規事業につきましては、原則として単年度の完結事業としておりますが、まちづくり構想に掲げた事業に資するものはその限りでないとしております。

(2)の実施方法でございますが、今年度からコンペ方式を取り入れた上で、1地区市民センター当たり200万円を超えない範囲の採択とする内容の見直しを図っているところでございます。

審査につきましては、(3)の審査の経過等に記載のとおり、各地区市民センター館長から提案のあった事業を、外部の有識者も入れ、5名の審査員によって、表に記載してございます九つの項目に関して点数づけによる審査を行いました。

点数づけは――評価の程度といいますか――4段階で評価しまして、審査員450点満点中6割に満たない270点未満の事業は不採択としております。

次に、27ページをお願いいたします。

(4)の審査結果に記載してございますが、提案のあった事業は65事業あり、3年目の継続に入るものが13事業、2年継続が17事業、新規は35事業となっておりますが、これらを審査しました結果、最低点が279点、最高点が381点と、全ての事業が採択の範囲内となっております。事業費も総額で2635万1000円と、予算額の2880万円の範囲内となっております。

このうち、新規事業に関しましては、新たな事業の立ち上げがかえって地域の負担になってしまうということも懸念しまして、次年度以降も、地域での実施を館長が望んでいる事業――今回七つございますが――につきましては、地域での財源担保の調整が整うまでは事業実施を保留することとしております。

資料に参考として記載しておりますのは、新規事業35事業の内訳でございまして、まちづくり構想関係事業が10事業、単年度で完結する事業は10件、実施保留が7事業となっております。

なお、今回の審査に当たっては、内部の事前ヒアリングを行った上で審査を行いましたので、事前ヒアリング時点で71事業提案がございましたが、結果としては65事業の提案となっております。

それらの提案内容が28ページから32ページに記載しております。

28ページ、表左から、地区市民センター名、事業継続年度、事業名、事業内容、事業費、審査得点、備考欄で、備考欄につきましては、今後の事業の方向性というものを記載しております。

個々の各地区市民センターにおける事業内容についての説明は省略させていただきますが、令和2年度については、この内容で取組を進めさせていただくご報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

#### ○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたらご発言願います。

#### ○ 日置記平委員

この外部審査をしてもらう審査員の5名というのは、これはあなた方が選ぶんですか。館長同士で選ぶの。

#### ○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

中根でございます。

審査員につきましては、私どもで人選をさせていただきました。

審査員の報告が説明に欠けており、申し訳ございません。

説明させていただきますと、審査員長としましては市民文化部長、外部審査員は三重短期大学の長友教授のほうにお世話になっております。

それから、あと3名でございますが、政策推進課、広報マーケティング課、市民協働安

全課ということで、役職につきましては課長または課長が指名する職員ということで、市民協働安全課については課長、それから、広報マーケティング課についても課長、政策推進課は、課長は所用がございまして、副参事に審査をしていただいたということでございます。

以上でございます。

○ 日置記平委員

ありがとう。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

他に。

○ 中川雅晶委員

ご努力頂いて、本当にありがとうございます。

ただ、ちょっと27ページの(4)の審査結果というところの最後の部分、新規事業は原則として単年度事業としているため、地区のまちづくり構想に掲げた事業に資するものや今年度で完結する事業を除き、次年度以降に地域が継続して実施頂くことを館長が望む事業については、地域での財源負担について調整が整うまでは事業実施を保留することとしたというところをもう少し分かりやすく説明頂けますか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

中根でございます。

館長権限予算、今までですと継続して実施する年度というのは最長で3年、それも、同じ事業を淡々と3年実施するのではなく、内容等を精査してブラッシュアップしたものを継続して認めるということで今まで運用を図ってきたわけでございます。

ご存じか分かりませんが、以前、150万円の補助金というものを120万円に減らさせていただいた、それから、なかなか新規需要がない地区もあるというところで、昨年、地区のほうへ部長と私が回らせていただいた折に、コンペとか、そういうものがないんじゃないかとか、各地区が競い合うような仕掛けも大事じゃないかという意見がありました。



それから、事業に対するご意見の中で、館長権限予算というのは新たな発想で館長が事業をしていくという中で、地区には刺激があつていい事業だというご評価も頂く声もありましたが、なかなかそれを地域で継続していくことについては負担となるというふうなご意見も伺っておるところでございます。

そうした中で、館長権限予算の趣旨といいますのが地域の特色ある活動に対し、地域おこしや地域の特色を高めるものということで、まさにまちづくり構想の実施の実現に向けて地域が行っていただくソフト事業と趣旨がぴったり合うものなのかなと思っております、原則単年度でしていただくという前提の下に、1年目で打ち上げにしなければならない事業はもう認めていくべきでないということで理解しております。

まちづくり構想は数年かけてするものもありますので、この継続は認めるものの、館長としては継続させたくても、地域で引き継いで事業をできる見込みがないというものについては、地域と再度調整していただいて、これが継続して後に地域でできるものであれば認めていくけれども、その調整がまだついていないものについては、事業執行を今は保留しておるといふふうな考え方でございます。

以上でございます。

## ○ 中川雅晶委員

何となく分かりましたけれども、負担になるという声も確かにあつたんでしょうね。だから、継続も3年にしてということで、地域のいろんな事業の中で、もう経年的に——やっつけ仕事といったら言葉が悪いですね——こなす仕事の部分になっている、ルーティンワークのようにになっている部分と、新たな発想で取りかかって、それがちゃんと地区のまちづくり構想とか地域の理解を得られれば、継続事業として入れ替わっていくということもあり得るといふふうに理解させていただいていいのか、そういうのもちゃんと地区の中で合意形成を図っていただいて、今までの事業の見直しがあつたりとか、新たにまちづくり構想にしっかりと位置づけて、その事業を展開していくというところで調整をしていくという形で理解をすればいいですかね。

今回、見させていただくと新規事業が結構散見されて、中身はちょっと分からないですけど、新規事業と書いてあるのが多かったので、いろいろチャレンジされているのかなというのは何となく想像できるんですが、そのような理解でいいということですかね。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

おっしゃるとおりでございます。

○ 中川雅晶委員

分かりました。

また、検証頂いて、よりいいものにブラッシュアップしていただくよう、努力だけはまた続けていただくようお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

他にありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段、ご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

理事者の一部入替えがあります。

委員の皆様、ちょっと休憩入れますわ。10分間ぐらい、再開は11時5分で。

10：52 休憩

---

12：23 再開

○ 三木 隆委員長

始めます。

次に、産業生活常任委員会所管事務調査として、四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について報告を受けたいと思います。

説明をお願いします。

○ 中野文化振興課長

文化振興課の中野でございます。よろしくお願ひいたします。

資料は産業生活常任委員会資料の続きでございます。

105分の96ページからが所管事務調査の資料でございますので、お願いいたします。

97ページからご説明申し上げます。

四日市市美術展覧会運営委員会につきましては、平成26年度まで、産業生活常任委員会委員長に委員として参画頂いておりましたが、市議会での各種委員会等への参画の見直しに伴いまして、平成27年度からは、委員として参画されないこととなりましたので、このように所管事務調査において報告を行うものでございます。

資料97ページ、1項目めは、市美展運営委員会の設置の趣旨等でございます。

2段落目でございますように、美術展覧会の開催要領及び作品の公募要領の作成に関すること、出品作品に係る審査の進行管理に関することなどを所掌事務としております。

2項目めには、現在の運営委員会委員の名簿を記載しております。

任期を2年間といたしまして、現在11名の方を委員として委嘱しております。

98ページをご覧ください。

3項目めに、令和2年度の運営委員会の開催状況を記載してございます。

実は、例年、第1回目の会議を5月に開催しまして、開催要領や作品の公募要領につきまして協議を頂いておるわけでございますが、本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応といたしまして、5月19日に開催を予定しておりました会議を見合わせまして、書面にて意見聴取を行いました。

4項目めに記載してございますような、第47回四日市市美術展覧会の開催予定ですとか、会場の資料等を委員に送付いたしまして、ご覧頂いております。

現在、ちょうど作品の募集中でございます。応募締切りを9月11日といたしまして、審査を9月26日土曜日、27日日曜日に行い、開催を10月3日から11日までと予定してございます。

このような資料を送付いたしまして委員から意見を聴取いたしましたところ、主な意見にはやはり感染症対策についてのことが多くございました。

様々な文化の催しが中止、延期になる中で、今後の情勢を見ながらではありますけれども、開催への期待も寄せられております。

ご意見を参考にいたしまして、作品の公開期間には、状況に応じて入場制限をするなどの対策を行うことですとか、来場者への案内方法なども検討いたしまして、出品する方も、観覧する方も、安心してご覧頂けるように、ご参加頂けるように、準備を進めてまいりた

いと考えております。

次に、5項目めの審査員でございます。

審査員につきましては、先ほどご覧頂きました運営委員とは兼務しないように、審査要綱に定める基準に合致する方を、私ども市のほうで選任いたしております。

任期は1年で、連続しての再任は2期としまして、記載のとおり各部門、6部門ございますけれども、5名ずつ、計30名を選任いたしております。

100ページ以降は、参考資料といたしまして、運営委員会の設置要項、審査要項、そして、作品の募集要項をおつけしております。

説明は以上でございます。

### ○ 三木 隆委員長

説明は聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がありましたら発言願います。

### ○ 日置記平委員

審査員のところで、気になったのでちょっと話します。

気になったのは私だけかもしれないけど、まず、上の日本画の部門、桑名市の人が2人入っている。それから、洋画部門、津市の人が2人入っている。しかも、津市は2人とも独立美術協会。それから、彫刻部門、鈴鹿市の人が2人入っている。次、工芸部門は、四日市はいいでしょうね。あと、書道が、四日市が3人も入っているというところに、少し目が行きました。

もう20年も前、いろいろと審査員で、特にいろんな部門で会員さんから少々いろんな意見があって、きつい意見も出ていましたけど、いろんなご苦勞頂いて、私もそのとき参画していましたから経験はあるんですが、だから、絶対こうでなければいけないというルールはないと思いますよ。

例えば、日展にしたって、国画会にしたって、いろんな会がありますけど、いずれにしてもこの日本の伝統文化は独特の社会で、そういう構図は避けられないのかなというふうな思いもありますが、ちょっとそここのところだけ気になりました。

特に、洋画部門の独立美術協会の中で同じ津市の人が2人というのは、これはちょっとどうなのかなと。この部門にエントリーする作家たちは、これを知ると疑問点が出てくる

と私は思う。

だけど、四日市市美術展覧会なので、津市の人でもええやないかというのかもしれないけど、でも、この世界狭いからね。その辺のところは少し配慮されたほうがいいのではないかなと、このメンバー構成を見て思いました。

これは私1人の意見ね。

## ○ 中野文化振興課長

文化振興課の中野でございます。

ご意見ありがとうございます。

審査員の選任に当たりましては、資料をおつけしております、105分の102ページにございます審査要綱に基づいて、私どもで選んでおるわけなんですけれども、ちょっとご覧頂ければ幸いです。

第4条には、例えば、各部門において、全国的な公募展で作品が高い評価を受けたことがある者などの項目が六つございますし、その次の第4条の第2項には、市外または県外に在住し、または活動拠点を置く者をメンバーに加えること、委嘱することもございます。

また、委員ご心配頂きましたように、同一の会派に属する者が多くならないように、全ての審査員の数の半数以下であるようにというようなことを、項目を挙げまして、これに沿うような形で委嘱をさせていただいております。

今回、それに併せて、男女の比率というのも重要でございますので、30名の委員のうちの40%は女性であるようにというようなことも考えながら委員の選任に当たらせていただきました。

結果的に、ご心配頂きましたように、同じ会に属しておられる方が同じ市からではないかというようなこともございますけれども、この市美展については、かつて見直しを、ご意見頂きまして、取り組みました結果、私どもでこういうふうを選ぶようになったわけなんですけれども、様々な会派、市町で活動されている方を、1年交代でご参加頂くことによりまして、多様な、多彩な流派の方々、会派の方々にご出品頂いて、評価頂けるような、そんな場としてこれからも努めてまいりたいと思います。

頂いたご意見を参考に、今後も努めてまいりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○ 日置記平委員

ごめんね、審査基準のところ、僕全然見ていなくて、ここで審査員のところに目が行ったので、そうなの、任期は1年なんやね。

その辺のところは非常に配慮してもらっているんじゃないかというふうに思います。

それから、津市に2人と言っちゃったけど、津市の文化レベル、高いんですよね。彫刻にしても、それから、日本画にしても、洋画にしても。三重大学の学芸の枠があって、そういう関係もあるのでしょうか。津市は高いです、確かに。

以上です。

○ 三木 隆委員長

他にご意見は。

(なし)

○ 三木 隆委員長

ないようですので、本件につきましてはこの程度とします。

そこで、私のほうから提案なのですが、この市美展の産業生活常任委員会での所管事務調査という部分は、発案者豊田政典議員で、その当時の加納議長が認めたという部分で、もうかなりの年数がたっておると。

所管事務調査という部分じゃなくて、報告はもちろん受けるんですが、この際、この所管事務調査というのは外したいと思うので、いかがでしょうかね。

○ 諸岡 覚委員

ちょっとよく分からないんですが、これ、8年前からずっと継続してきたんですか。

○ 三木 隆委員長

そう。

○ 諸岡 覚委員

なら、外してもいいんじゃないですか。

○ 三木 隆委員長

慣例的になっていったように思います。  
どうでしょう。

○ 中川雅晶委員

事務局的にはどうなんですか。

○ 伊藤議会事務局主事

こちらの所管事務調査については、以前の代表者会議の中で、こういった委員の抜けた協議会や委員会に関する報告が一部抜けていたということで、議会として報告を徹底させるという意味で所管事務調査として、報告を求めるようにすることが、当時の代表者会議の中で諮られたというような記録がございます。

ですので、今現在としては、4常任委員会で一律、このような報告については所管事務調査の扱いで報告を受けるといったような形式になっているようです。

○ 三木 隆委員長

それでどうやというの。

○ 伊藤議会事務局主事

今現在は、議会のルールとして各部局さんのほうにお願いしておるところですので、変更する場合には、改めて議会として対応を考える必要があるのではないかと考えております。

○ 三木 隆委員長

では、どういうルートを踏んでいったらいいの。

○ 伊藤議会事務局主事

前回、代表者会議のほうで諮られておりましたので、改めてルールを変更する際にも、代表者会議で改めて諮っていただくということが必要かと思えます。

○ 三木 隆委員長

分かりました。

今の議長と、その当時の加納議長と、豊田政典議員には了解を得ての発言でありますので、一遍代表者会議のほうに提案していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○ 日置記平委員

ちょっと私もさっき触れましたように、この市美展には歴史があつて、非常に各部門ともいろいろな意見が、エントリーする作家というかアマチュアですけど、そういう人たちからいろんな意見がいっぱいいろいろ出ていたんですよ。

それを議員が耳にして、そして、方向性としていろんな紆余曲折を経て今日を迎えているという経緯があります。

それで、委員長も心配してもらったんだと思うんですが、振り返ってみると、豊田議員もこのことは随分心配してくれていましたし、特に彼は、そういう意見が強かったということですので、またよく話し合ってみてください。

○ 三木 隆委員長

もう彼から了解を取っています。

○ 諸岡 覚委員

ちょっと、委員長に質問。

そうすると、委員長がおっしゃるのは、もう報告はしなくてもいいようにしたいと、そういうことですよ。

○ 三木 隆委員長

いや、この所管事務調査の報告として取り扱うというのは、僕はちょっと違和感があるもんで。

○ 諸岡 覚委員



そうすると。

### ○ 三木 隆委員長

報告は受けます。所管事務調査という部分じゃなくて、当然ながら、項目の一つとして。

### ○ 諸岡 覚委員

だから、そうすると、報告は今後も継続的にあると、それは間違いないということですね。

了解しました。

### ○ 樋口龍馬委員

報告のレベルだと思うんですよ。

今までやっていたのは、結局、どんな人が審査員になってとか、かなり詳細な報告を受ける形を取っていたので、所管事務調査に位置づけていた。

もともとの起こりとしては、固定的にずっと審査員をしている方がいたりだとか、無鑑査が非常に増えてきて、なかなか新しい方が応募できないとかという背景がある中で、これを調査の対象として、抜本的にこの要綱の見直しを図っていただくところから入ったと、偶然私もそのときに産業生活常任委員会の委員をしていましたもので、豊田議員も大変強いこだわりをお持ちになって、ぜひということで、内容を変えた。

内容を変えたからには、それを見ていかなきゃいけないということで所管事務調査をしてきたという経過の中で、私ももう正直、経年的になってきて、形骸化してきているという感じは受けていますので、いいとは思いますが、特出ししての報告を受けるべきものなのか、ほかのものの中に混ぜてもらうものなのかというのは、その時々委員長の差配でよくて、必ずこれの報告をしなければならないというふうに、産業生活常任委員会で定めるほどの案件なのかというところには、もちろん委員の皆さんが求めて報告をとということであれば出していただく必要はあると思いますけれども、こういうふうに、科目出ししすべきものなのかどうかというところは、やや。

それよりは、いつも入賞作品をカラーで出していただくんですが、そういったものを確認していくということのほうがより重要なのかなというふうには感じるところで、私個人として思いますので、時々委員長の差配で、こういう報告をなさいと今ここで決めて

しまうのではなくて、今までの定型を外して、委員長の差配の中で報告を受けていくという程度にとどめていただいたほうがいいのかと思います。

○ 諸岡 覚委員

もう一つ聞きたいのが、所管事務調査じゃなくなって単なる報告になった場合、何が違ってきますか。

○ 伊藤議会事務局主事

これまでは、議会から求めるという意味で、報告を所管事務調査という名目で事項として扱っておったというところですので、以前の代表者会議で諮られた内容を完全に消すということになると、あくまでも市長部局さんとしては任意で報告を上げるか上げないかというレベルになってきますので、なかなかこちらとして強制力が持てないという状態になってくるのかなと考えております。

○ 小川政人委員

どっちみち、ここでは決まらへんで、委員長から代表者会議に出さんならん。

○ 三木 隆委員長

分かりました。

時間もたちましたので、これで、市民文化部に係る議題は全て終了しました。お疲れ様でした。

再開は1時40分からでお願いします。

12：40 休憩

---

13：40 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、再開いたします。

会議入る前に、先ほどの日置委員のSDGsの資料ということで、各委員の前に置かれ

ております。また参考にしてください。

樋口龍馬委員は若干遅れてくるという連絡を受けています。

それでは、商工農水部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

#### ○ 荒木商工農水部長

商工農水部でございます。よろしくお願いいたします。

商工部分、農水部分、それぞれコロナの影響を受けた対策とアフターコロナ、ウィズコロナの時代に向かって前向きに取り組むようなことを後押しする項目と、大きく分けて二つお願いしてございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

### 議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

#### 第1条 歳入歳出予算の補正

##### 歳出第6款 農林水産業費

##### 第1項 農業費

##### 第3目 農業振興費

##### 第2項 畜産業費

##### 第2目 畜産振興費

##### 第7款 商工費

##### 第1項 商工費

##### 第2目 商工業振興費

#### ○ 三木 隆委員長

議案第19号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第2項畜産業費、第2目畜産振興費、第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費を議題といたします。

説明をお願いいたします。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

石田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、私のほうから、補正予算の農林水産業費についてご説明申し上げます。

資料はタブレットの03、6月定例月議会、06産業生活常任委員会の117、6月17日追加配付令和2年度6月補正予算参考資料、こちらを開いてください。

これの、まず10ページ目からです。

よろしいでしょうか。

○ 三木 隆委員長

お願いします。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

肉用牛農家経営安定支援事業費補助金です。

新型コロナウイルス感染症により、牛肉の中でも高級な黒毛和牛の枝肉価格が低迷をしております。

生産農家の経営に影響が出ているとともに、本市の食肉市場での取引額は低下しております。

そこで、生産者と買受人への支援を通じて、黒毛和牛の持続的な生産を図るとともに、市場取引の活性化を図りたいと思っています。

真ん中のところに図がありますが、まず、生産者直接支援としては、生産費が販売価格を上回る事態が起きていることから、A5、A4等級の黒毛和牛の昨年度の平均取引額と今年度の取引額の差額の4分の1を交付したいと思います。

図にありますように、例えば今年の4月の取引額を見ますと、昨年の取引額と今年の平均取引額の差額は、この図から見ると、1頭当たりおよそ27万9000円になっています。その4分の1の7万円を交付したいと考えています。

それから、一方、買受人支援のほうですけれども、昨年の平均落札額と今年の落札額の差額の3分の1を交付したいと思います。

これも今年の4月を当てはめると、この図から差額は1頭当たり大体28万円になりま

す。その3分の1の9万円を交付したいと考えています。

いずれも、今年の7月から12月を対象として、取引額、落札額と、昨年の平均額が同じになった場合は交付しません。

このように生産者支援では価格低迷により販売額が生産費を上回っていますので、その差を縮めるとともに、肉牛生産の継続につなげたいと思います。

また、買受人支援のほうでは、落札額を引き上げて、市場取引を活発化させて、ひいては、生産者の販売額が増加することにつなげていきたいというふうに考えています。

この生産者と買受人支援、両方を一体的に実施することにより、牛肉価格の安定化と市場の活性化につなげていきたいと思っています。

昨年の取引頭数が125頭でしたので、それを参考に積算しまして、予算額は2000万円となります。

それから、次のページ、地産地消ふるさとの食推進事業費です。

これは、新型コロナウイルス感染症によりお茶の消費が大きく落ち込んでいることから、消費拡大の一環として、小学生を対象に食育を通じた消費喚起を図ろうとするものです。

内容としましては、市立小学校の児童を対象に、地元特産品であるかぶせ茶の一煎パックを配布して、地元産のお茶を飲む機会をつくりたいと考えています。

学校での配布は、例えば給食の時間や社会科や食育など、地元農業に関連する授業で行うものとして、子供たちが授業を通じて一煎パックを持ち帰り、できれば各家庭でお茶を味わう機会につなげればと思っています。

また、授業で活用できる教材として、学校向けにもかぶせ茶、煎茶、このセットを配布して、お茶の栽培とか、煎茶とかぶせ茶がどういうふうに違うのかといったことなどを伝えることができればと思っています。

かぶせ茶一煎パック、1万5800人分と、かぶせ茶、煎茶のセット37校分で、予算額は540万円です。

それから、次のページです。アグリビジネス支援事業費です。

こちらは6次産業化など、高付加価値化や販路開拓などに要する経費を助成する補助制度で、今年度からはこれにICT機器の導入など、省力化や効率化に向けた取組の支援を行うものです。

新型コロナウイルス感染症により農作物の取引に影響が出ておりますが、このような影響を低減するため、生産コストの削減や新たな販路の開拓とか、生産物の商品化といった

試みは非常に重要だというふうに考えています。

今回の事態を一つの機会と捉えて、販売力とか収益力の強化をより推進しようと思っております。今年度に限り、補助率と上限額の金額を引き上げたいと思います。

この補助内容のところにありますように、ソフト事業というのは、商品パッケージの作成とかウェブ販売とかいったようなこと、それから、ハード事業というのは、加工や直販用の機械の整備などが当たります。

それぞれ、現行2分の1の補助率を3分の2として、上限金額を30万円、50万円というふうにしたいと思います。

それから、ICT機器の導入等の支援は、今年度からやっているんですけども、補助率を3分の2、上限金額は据置きというふうにしたいと思っています。

これらの補助事業は、過去の実績等から件数を見込んでおまして、補正額は1130万円としております。

それから、追加資料の請求がありましたものをまとめたところがございます。

少しフォルダを戻っていただいて、119、6月22日追加配付、6月補正予算参考資料、こちらを開けてください。

これの8ページ目からです。

## ○ 三木 隆委員長

よろしいでしょうか。

お願いします。

## ○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

こちら、補助事業等の必要性、妥当性、効果についてをまとめたものになります。

先ほど申し上げた三つの事業になるんですけども、肉用牛農家経営安定支援対策事業、こちらのほうの必要性は、先ほど申し上げましたように、黒毛和牛の価格低迷に対応するため、取引を活発化させて、落札額を上昇させるのと、生産者の生産コストが大分かかっておりますので、この辺りを助成することによって持続可能な肉牛生産と市場の活性化を図ろうとするものです。

内容につきましては、生産者の取引額の差額、去年の平均の差額の4分の1相当、1頭当たり7万円、買受人に対しては落札額の差額3分の1相当の9万円を、今年の7月から

12月の取引分を対象とし、交付したいと思っています。

ただ、今年の落札額、取引額が昨年のもを超過した場合には交付しません。

この支援をすることによって、生産者支援としては、販売価格を生産費が上回っていますので、その是正を図るということと、買受人支援では、落札額の引上げを誘発して、市場の活性化、食肉公社の手数料収入の増加、それから、ひいては枝肉価格の上昇によって生産者の販売額が増加するというふうにつなげていきたいと思っています。

生産者、買受人、両者への支援を一体的に行うことによって、牛肉の価格安定と市場の活性化につなげていきたいと考えています。

それから、次のページ、上のほうは食育のふるさとの食推進事業、先ほどのお茶の事業です。

これはお茶の消費が冷え込んでおりますので、消費拡大の一環として行いたいと思っています。

事業の中身については、子供たちを通じて家庭でのお茶の消費を高めていきたいということで、授業で使えるようなかぶせ茶を配布したいというふうに考えています。

効果としては、家庭で飲む機会を増やして、行く行くはお茶の消費増加につなげていきたいということです。

それから、アグリビジネス推進事業は、事業としましては、新型コロナウイルスの影響が出ているこういう時期だからこそ、生産や販売力の向上、コスト削減といった取組が重要だと考えておりますので、このところを強力に推進したいということで、事業の妥当性として、従来の補助事業の上限金額の引上げ、補助率の拡大で対応していきたいというふうに考えています。

効果としましては、直販加工の取り組み支援により新たな販路や商品開発を促して、ICT機器の導入によって省力化とか効率化を図って、コストを削減して、こういう影響に強い農業経営体を育成したいというふうに考えています。

私のほうからは以上です。

## ○ 渡辺商工課長

商工課長の渡辺でございます。よろしくお願いたします。

私のほうから、また、すみません、資料ちょっと戻っていただきまして、まず、03の06の117番、6月17日追加配付というものです。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

さっきの続きですね。

○ 渡辺商工課長

24分の13からお願いいたします。

四日市市中小企業等持続化給付金給付事業費及び給付事務費でございます。

こちらにつきましては、国が実施します持続化給付金の対象とならない中小企業等に対しまして市独自の給付金を支給しまして、事業の継続性を下支えするというものでございます。

対象者につきましては、本市市内に本社、本店を有して事業を行う方等を対象としまして、対象要件といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年1月から12月の売上げが前年同月と比較しまして、20%から50%未満減少した月がある方を対象にするというものでございます。

ちなみに、国につきましては、50%以上を落ち込んだ方たちが対象になっているということで、50%は落ち込んではいないけれども、20%以上落ちている事業者を対象にさせていただきたいというふうに考えております。

支給額につきましては、法人を上限額として40万円、個人を20万円というふうにしております。

対象事業者数の推定でございますけれども、市内4100者を予定しているところでございます。

スケジュールはご覧のとおりでございます。補正予算額につきましては、事業費としまして11億8000万円、事務費といたしまして1400万円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、24分の14ページをお願いいたします。

中小企業I・T等活用促進事業費ということで、こちらにつきましては、今現在、市のほうで行っております中小企業I・T等活用促進事業費補助金というものがございましてけれども、こちらの対象範囲を拡充しまして、市内事業者の、特に製造業のテレワークあるいは非対面型ビジネスモデルの導入を図っていきたいというふうに考えております。



内容につきましては、主たる事業所を市内に有する製造業を対象といたしまして、特に拡充部分といたしましては、（２）番ですけれども、今までIoTやビッグデータ等々を対象にしておりましたけど、さらにテレワークあるいは非対面型ビジネスモデルに取り組む事業者を拡充支援していくというものでございます。

対象事業補助率につきましては下の表ですけれども、まず左側はソフト面での支援を既存としてやってございます。右側につきましては本格導入推進事業としまして、24分の15ページのところに飛んでいただきますと、対象経費といたしまして、テレワークや非対面型ビジネスモデル導入に係る機械装置に関する費用も追加で拡充したいということと補助金額の率を、今までは2分の1以内としていたのを、3分の2以内として、促進を図ってきたいというふうに考えております。

予算額としましては2000万円でございます。

続きまして、24分の16ページをお願いいたします。

小規模事業者等持続化サポート補助金、こちらは、国が小規模事業者に行っております持続化補助金という事業があるんですけど、そこに対して上乗せの補助を行って、コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら、販路開拓を行う事業者を支援するというものでございます。

補助対象者につきましては、国の小規模事業者持続化補助金を受けた市内の小規模事業者としておりまして、補助額につきましては、国の補助対象経費から、その補助金額を引いた分に対して、それぞれ、三つの類型がございますけれども、類型ごとに、類型Aについては2分の1、それ以外については3分の2を補助させていただきたいというものでございます。

補正予算額としましては750万円を予定しております。

24分の17ページのところに、それぞれ国の制度の概要をお示しさせていただいておりますので、ご覧頂ければと思います。

続きまして、24分の18ページをお願いいたします。

こちらは、中小企業IT導入サポート補助金としまして、こちらも国のIT導入補助金を受けた企業や小規模事業者に対しまして、市として上乗せ補助を行うというものでございます。

こちらも前向きな投資を行う方たちへの支援ということで、内容といたしましては国のIT導入補助金を受けた企業に対しまして、この経費に対して国の補助額を除いた経費の

2分の1を支援させていただくというものでございます。

補正予算額については900万円でございます。

24分の18の下段と24分の19ページのところに、国の概要を示させていただいております。

続きまして、また、資料を飛んでいただきまして、先ほどの119番のほうをお願いいたします。6月22日追加配付資料でございます。

よろしいでしょうか。

タブレットの119番のところでございます。

12ページあるところの12分の4ページをお願いいたします。

こちらで、給付事務費についての内訳をということでございましたので、こども未来部等のものとまとめて整理をさせていただいております。

中小企業等持続化給付金給付事務費につきましては、表の中の一番下でございますけれども、事務費の462万円の内訳を書かせていただいております。

また、その下、2番でございますけれども、事務費のコールセンター運営費につきまして、それぞれコールセンター事業費といたしまして172万8000円、また、人材派遣業務委託費としまして、259万円余を計上させていただいているところでございます。

続きまして、12分の5ページをお願いいたします。

こちら、先ほど説明させていただきましたそれぞれの事業の内容につきましてですけれども、まず、一つ目、1番の1の(1)のところでございますけれども、国の持続化給付金と市の給付金事業の違いというところでございまして、図式で書かせていただいております。

国につきましては、前年同月比の売上の50%を下回ったところが国の給付金の対象となります。

市としましては、20%から50%まで落ち込んだところを市の対象とさせていただいております。例えば、昨年度の売上が100万円のケースを右側に示させていただいているところでございます。

(2)の持続化給付金における不給付要件についてご質問を頂いております。こちら、対象とならないという事例を書かせていただいております。

例えば国の関係する法人とか、政治団体は給付できないということと、あと中小企業庁長官が判断する者というのがありまして、これは国に確認したところ、個別のケースについては回答できないというものでございました。

続きまして、12分の6ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、中小企業IT導入サポート補助金と中小企業IoT等活用促進事業との補助対象の見込みということで、それぞれ補助対象の件数の内訳をここに示させていただいたところでございます。

あと、飛んでいただきまして、12分の10ページ、11ページ、12ページにつきまして、それぞれの事業の必要性、妥当性を示させていただいております。

特に事業の妥当性のところでいきますと、12分の10ページでございますけれども、中小企業等持続化給付金事業につきましては、対象を4100者と見込んだ概要、あるいは全国の事例を調べますと、大体30から50%のところで給付している、あるいは上限が30万円というところがございますけれども、日本を代表する産業都市の一つとしまして、本市としましては20%から50%の間、また、上限額を40万円とさせていただいているところがございます。

IoTあるいはIT関係につきましてはご覧のとおりでございます。

ちょっとはしりましたけど、説明は以上でございます。

#### ○ 三木 隆委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑ありましたらご発言願います。

#### ○ 諸岡 覚委員

肉のところ何ページでしたか、10ページか。

これ、ごめんなさい、ちょっと私の理解力不足で聞きたいんですけど、これは、前年の平均取引額よりも1円でも安かったら対象になるということですか。1円ということはないにしても、1円でも安かったら補助の対象になるということですね。

#### ○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

交付金が、この差額の4分の1交付しますので、これを1000円単位で切っています。

#### ○ 諸岡 覚委員

了解。そうしたら、次。

要するに1000円でも安ければ、1000円単位で出していくということなんだけれども、なぜこれ1000円なんですか。

というのは、別のところで、例えば、中小企業のところだと前年から20%割って初めて対象になるんですよね。

一般企業は20%まで割り込まないともらえないのに、なぜ肉だけ1円でも対象になってくるのかという、その根拠を教えてください。なぜ民間企業は20%だけれども、畜産だけ1円からなのか。

#### ○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

畜産農家の経営は、結構慢性的に生産費が上回っているということもありまして、このところずっと下がっておりますので、基本的に持続的に次の牛を生産できるということを含めて、とにかく下回った場合ということにしました。

ただ、補助金として出しますので、補助金制度の中でふだん運用している1000円単位ということでの判断とさせていただきました。

#### ○ 諸岡 党委員

そうすると、中小企業等持続化給付金と絡めて、両方に対する質問になるんだけれども、民間企業は慢性的に苦しい企業がないというふうな判断をされているということですか。

畜産は慢性的に苦しいから助けるけれども、民間企業は慢性的に苦しい企業なんか存在しないから、20%でいいんだという判断ですか。

とにかく、そこが私は、その差が理解できない。畜産で、去年より下回っているから、それを助けよう、これはよく分かるんですよ。別にそこに文句つける気はないんだけれども、畜産以外の分野は20%だけれども、畜産だけ1円からという、その差をつける理由が分からない、私は。その差をつける理由について教えていただきたい。

別に、民間企業で20%が駄目だと言うつもりもないんですよ。その差をつけることが理解できないという話なんです。

#### ○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

畜産農家は1円でもにはなるんですけれども、ただ、今回その差額の4分の1、25%し

か補助していないということもありますので、これに関してはもうとにかく下回ったら補助するという考えで組み立てています。

#### ○ 諸岡 党委員

だから、なぜ差をつけるのかと聞いているの。なぜ20%かじゃなくて、なぜ差をつけるのかということを知っているの。

民間企業は20%けれども、畜産農家は1円から、その差。

#### ○ 荒木商工農水部長

委員おっしゃられるように、中小企業に関しても慢性的に、コロナを機に冷え込んでおるとい認識はございます。

民間企業の20%というのは、中小企業等持続化給付金のことをおっしゃってみえるのかなと思うんですけど、そちらは一つの基準、売上げが20%以上減った場合ということで見たんですが、こちらの肉用牛の場合については、その20%ではなしに、4分の1、25%、こちらの部分で差をつけさせていただいておるといような考え方でございます。

#### ○ 諸岡 党委員

ちなみに、畜産農家というのも、いわゆる法人経営でやっているところが多いと思うんですけど、畜産農家、そうすると、この補助金をもらいつつ、中小企業給付金のほうも申請はできるということですね。

#### ○ 荒木商工農水部長

さようでございます。

#### ○ 諸岡 党委員

例えば、同じ農業でも、畜産だけじゃなくていろんな分野で、例えば何とか農家、何とか農家と、いろんな農家があるじゃないですか。

それぞれ冷え込んでいる分野はあるんだけど、その辺も基本的にはこの中小企業等持続化給付金の対象には当然なると思うんだけど、そこら辺は例えば大根1本の値段が去年の平均よりも安くなったから大根農家にその差額という発想はないんですか。

## ○ 荒木商工農水部長

まず、前段としてご説明不足で申し訳ございませんが、こちらの事業については、まず四日市畜産公社の役員会での要望を受けて出たものでございます。

それを、事業化したということでございますが、この裏にあるのは、背景といたしまして、畜産公社のほうで、昨年度、9年ぶりに赤字経営となりました。累損額の赤字でいきますと8700万円というような赤字になるわけでございますが、こちらが資本金1億円でございますもので、また赤字体制が続くというような背景の下に、それぞれ畜産公社の活性化を図っていかなあかんということで、それぞれの役員さんから出た意見でございまして、それについては、まず生産者支援として、出していただく牛に奨励費を出すことによって、より多くしようという考え方が一つございます。

それと、それに伴って、出していただく牛が増えれば、畜産公社の手数料が増えるということでございまして、それと、もう一つ、二つ目の目的といたしましては、買受者、これを増やすことによって、それぞれ消費していただくと、ようけ高値で買っていただくと、こういうような二つの方面から畜産公社の活性化につなげていこうという発想で事業化し、議案としてお願いいたしておるわけでございます。

したがいまして、委員おっしゃられた全農家に対する支援とは若干違う視点で捉えていただければというふうに思います。

## ○ 諸岡 覚委員

畜産公社が赤字なのと、畜産農家の経営はまた別問題やと思うんですよ。それは畜産公社の問題であって、畜産農家は畜産農家で、それぞれ頑張っているわけですから、まあいいや、それは置いておきます。

ごめんなさい、ここから先、私ちょっと知識不足で、ちょっとあまり意味が分からないんだけど、ここの参考事例で書いてあるとおり、例えば買受人が去年127万円かかっておったものが今年は93万円で競り落としたとしたら、買受人ってむしろ得しているんじゃないのかなと思うんだけど。去年120万円したものを今年は90万円で買ったわけやで。それに何で補助金が必要になってくるんですか。そこの意味があまり分からないんだけど。

## ○ 荒木商工農水部長

こちらについては、算出根拠としてこういう価格差を置いて、補助率掛けて、金額算定してございますが、こちらについては、差額補填ではなしに奨励費的なものというふうに捉えていただければと。

したがって、こちらの表にございますように、定額で9万円支払うというものでございますもので、あくまでも多くの方に競りに参加していただきたいと、その奨励費として9万円出しますよというような制度設計としてございます。

#### ○ 諸岡 覚委員

去年より安く買えて、牛に同じものというのには存在しないんだけど、似たようなレベルの牛を去年より30万円も安く買えて、さらに9万円の補助をもらえるという。

#### ○ 荒木商工農水部長

一応、この意図というのは、9万円を出すことによって、少しでも高く買っていただく。それによって生産者も得をしますし、食肉市場も手数料を多く頂けると、そういうようなインセンティブを狙った奨励費ということでご理解頂ければと思います。

#### ○ 諸岡 覚委員

そうすると、どこをベースに見るかになるんだけど、今、世の中、それこそ仕事なくなったという方もいらっしゃる、苦しいと言われる方、大勢いらっしゃるわけじゃないですか。だから、国が10万円を支給したわけじゃないですか。

その中で、ちょっとでも肉を高く買ってほしいという、いわゆる最後の消費者のところには全くメリットのない話になってくるわけですね。90万円で買える牛を、9万円サービスするから、もうちょっと高く買ってよ。じゃ、99万円で買いますよとなると、消費者の末端のところへいくと、それこそ、グラム300円で買えるものが――A4、A5等級で300円ってないけれども例えば分かりやすいところでいうと――350円になってしまうわけじゃないですか。

そうすると、どこに視線を向けているんだという、これはあくまでも畜産農家に対する補助金だから、畜産農家に対して視線向けているんだけど、その9万円払う、あるいは30万円払うって、被害を被っていくのは消費者ということになるわけですね。その辺はどうなんですか。

○ 荒木商工農水部長

先ほどもご説明申し上げましたけれども、あくまでも畜産公社、こちらの赤字を解消すべくこういった措置を講じておるという面もございます。

したがって、委員おっしゃられたように、最終的に消費者のところはどういった価格になるのかという視点でも検討させていただきましたけれども、やはり生産者が、畜産公社を利用して牛を出していただくのと、これが私どもの使命でございます四日市市民に安全、安心な食肉を提供するということができかねてくるということも想定する中で、こういった制度設計としたわけでございます。

○ 諸岡 覚委員

一つ目の畜産農家の支援、これは分かりますよ。二つ目の、今、部長がおっしゃった、あくまでも畜産公社の赤字を助けるための措置なんだと言われると、そんなの畜産公社の赤字なんて市民に関係ないわけで、そんなもの経営がおかしかっただけの話であって、何でそれを市民の税金で補填していかなあかんのやということになりませんか。

○ 荒木商工農水部長

それは、副次的な要素の目的でございます。例えば、買受人さんが高く買っていたと、それは最終的に生産者の収入にもつながっていくと。

それだけ売価が収入となって、生産者の方に少しでも高い金額であれば行くわけですから、この制度を一体的に運用することによって。

○ 諸岡 覚委員

だから、それだけ言ってくれたらいいですよ。それだけ言ってくれたらいいのに、あくまでも畜産公社の赤字を解消するための措置だと、それを前面に出されると、市民としては何じゃそれという話になるじゃないですか。余計なことは言わんでいいですよ。

○ 荒木商工農水部長

申し訳ございません。



○ 諸岡 党委員

でも、これもう言ってしまった以上は、これはあくまで畜産公社の赤字を解消するための施策ということになってしまったわけですから。そうでしょう。言いましたよね、今。

○ 荒木商工農水部長

そのことも副次的な目的としてはあるということでございます。

○ 諸岡 党委員

ちょっと一旦やめます。

○ 小川政人委員

関連。

よく似たことしゃべりますけど、これでよう分かんのは、まず1番のほう、交付単価等の中で、1頭当たりということになっているんやけど、食肉って僕の知識の範囲では、キロ当たりの値段で決められておると思うんやけど、だから、1頭当たりと言われると、例えば100kgの牛と50kgの牛がおるやんか。半分の値段になっても、100kgの牛やったら50kgの牛ほどは下がるわな。これ、なんでキロと違うのか。

○ 荒木商工農水部長

こちらについては、予算を積算するに当たって、あくまでも平均的に置いたものでございますが、これについては、委員おっしゃられるように、450kgの牛と500kgの牛と、えらい違いがございますもので、キロ当たりの単価で、1頭ずつ精査していきたいというふうを考えてございます。

○ 小川政人委員

そうすると、あくまでこれは表を作るときに出しただけで、キロ当たり単価で去年の平均と今年の平均の差額に補助をするということですね。

○ 荒木商工農水部長

予算積算するに当たって、そうやってさせていただいたということで、委員おっしゃら

れたとおりでございます。

## ○ 小川政人委員

別に予算積算するのも、本当はキロ当たりでも、総キロ数を出したらそれで済む話やでな。そうやろう。ということでいくと、だから、総キロ当たりで出せば、別段、計算はできるわけやで、そんな難しいことないんやけど、ちょっとおかしい図になっている。

それから、次、行くね。

次も、僕も諸岡委員と一緒に考え方なんだけど、このグラフ自体もおかしいと違うのか。点線より上に交付額ではなくて、点線より下に交付額を据えなあかんのと違うのか、9万円。競り値が点線やろう。競り値を買受人が生産者に払うんやで、買受人は競り値から9万円下がった額、9万円もらえるわけやで、競り値より9万円安くなるわけや。そうやろう。

こんなグラフ作って、上乘せして牛の値段が高くなったみたいなこと書いておいたら、これはあかんで。

同じような話なんだけど、生産者が安く買っているのに、補助をすると、荒木部長は活性化と言うけれども、こんなことやるくらいやったら、本当は初めから生産者に補助したほうがいいと思う。それやったら9万円が——1頭当たりか何や知らんけど——確実に生産者の側に行くけれども、僕が多分商売しておって、花買いに行ったり、魚買いに行ったりしておったけど、これを買ったら9万円やるわと言われてたら、9万円そのままらっておくわ。別に9万円分、高く魚を買おうとか、そういうことはしやへん。

例えばマグロを買うときに、1匹当たり、マグロを買ったら9万円やるよと言ったって、じゃ、その分9万円高く買おうかということにはならん、多分。

あなた方、素人やでそう思うんやろうと思うけど、絶対そういうことはしやへんで、何にも出荷者、生産者に反映していかない。

だから、本当に生産者に反映させるという部分でいくと、高く買ったら生産者に行くわという話なんかより、ダイレクトに生産者にぽんと直接補助を出したほうが、生産者と消費者への両方の補助になるでな。

例えば、1頭、平均単価でいけば、16万円をぽんともう生産者に渡したほうが、ずっと生産者の支援になるんやけど、その生産者に支援するしないは、また、いろんな考え方があるんやろうと思うけど、これでは消費者にとっては全然効果ないと思う。

僕、毎晩お酒飲みに行くで、お酒飲みに行った帰りはイオンの中を通ることにしておるんやけど、肉の値段って、ずっと見ておるけど、グラム、高いのは千二、三百円かな、イオンに置いてあるのは鈴鹿の何とかと書いてあったけれども、全然下がってないわ、ここは。でも、物すごい売れておる。不思議なぐらい売れておるな。

というのは、多分、川村議員も言うけど、肉屋さん、むっちゃ忙しくて、よう売れたという話なんやわな。

そうすると、肉屋さん、買受人に補助する必要があると思ってるんや。

一番困ったのは、高級品が売れなかった生産者やろうな。例えば、料亭とか、レストランとか、そういうところのものが売れなかったのは、やっぱり生産者やで、僕はこの2番についてはなかなか理解がしにくい。

このグラフがもう大体インチキやでさ。こんなの、上行かへんやん。下へ行くんやもの。

## ○ 荒木商工農水部長

私からは、若干考え方の部分だけちょっとお答えさせていただいて、後ほど、グラフについては事務方のほうから説明させていただきます。

まず、この買受人制度でございますが、全体の議案聴取会でもちょっとご説明させていただきましたが、岐阜市場で——飛騨牛というブランドでございますが——同じような取り組みをしました。

これも、全国的には、小川委員おっしゃられたように、大変珍しい制度かなというふうな感じで受け止めてございます。

それにおきまして、やはり岐阜市場では、市場が戻ったというような成功事例も新聞等々で発表されてございます。

したがいまして、我々としましては、やはり一刻も早く生産者の価格を取り戻すべく、そういった成功事例について、他都市の事例を参照にチャレンジしてみたいということがございました。

それと、肉屋さんの状況でございましたが、私どもの認識といたしましては、やはりお肉屋さんで小売を主体にやっているところ、これについては非常に販売状況が良いと聞いてございますが、例えば卸売を中心にやっているところについては、スーパー等々に卸すわけでございますが、そちらについては結構買いたたかれておるといような状況も聞いてございまして、こちらのほうについてはそういう認識でございます。

高級品がブランド品として、やはり高級料亭等々に卸されないと、あるいはホテルとかそんなに卸されないということで、価格の値崩れ、これについては、昨年度の3月ぐらいから我々の市場においても顕著に出ているのかなという分析をさせていただきます。

私からは以上でございます。

#### ○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

それと、図のことですけれども、この下の図、実際の競り値は、この破線のところが競り値になります。

今回、この3分の1の9万円を交付して——四角が上によきと伸びていますけれども——この差額を縮めて、交付額を入れた競り値がここまで上がるようにしたいというイメージを持っていたものですから、このような図というふうにさせていただきました。

#### ○ 小川政人委員

そんなものは間違いやんか。

そんなもの、上がるわけがないと言っておるの、9万円を肉屋さんに渡しても——困っておるなら余計に——ポケットに入れるに決まっておるやん。

現実には安くなっているから、困っていないんやろうと思う。

このグラフを作ること自体、もう考え自体が甘いねん。

それから、もう一つ、岐阜市場で飛騨牛という話が出たけど、岐阜と四日市は市場が違うし、それから、こんなのを岐阜がしたから四日市もやると、確かにいい施策はどれだけでもまねしたらいいと思う、俺は。いいものがあつたら、よそのものをまねしてやればいいけど、もうちょっと吟味してやらんと、まるっきりまねしても、四日市の市場に合っているのかというのは分からんやん。

そののと、もう一つ、それから、いや、小売の肉屋さんはもうかっておるけど、卸はもうかっていないわと言うけれども、卸の肉屋さんってほとんど市場へ出しておらんのやろう。自分のところで牛を買ってきて、畜産公社で解体して、そのまま競りを通さんと、畜産公社に手数料を払っておらんとやっているんやから、そこはもう頭数に入っていないわけやわな。

だから、補助にもならへんし、あくまで、そういうところはもう中小企業の補助金もらってやってもらったらいいんやで、これを本当に要るかなというのと、とてもやないけど、

もうちょっと整理してからやったほうがいい。

生産者のために本当にそうしたいなら、市場で取引した牛肉の生産者に出荷奨励金みたいな形の上乗せをして、9万円払ったほうが、ずっとか生産者のためになる。

その辺をきちっともう一遍考え直さなあかんと思う。

取りあえず、ここでこれはやめておく。

それから、もう一つ、商工課の、豊田議員が言っておった国の持続化給付金で救われないう分を、市の制度で救うというのは、僕はそれはそれでいいんやろうとは思ふんやけど、国の制度に上乗せする補助金と、それから、国が拾ってくれない部分を助ける補助金と、その考え方はどうしておるのか。いや、国の補助がもう全部救っているから、上乗せという部分なのか、その辺の考え方が。

#### ○ 荒木商工農水部長

私どもとして制度設計しておるのは、基本的には給付に関してはその損失補填と申しましょるか、減額、減収のあったところへの補填措置、これについてはやはり市として、国が打ったところの隙間を補填していくべきだという考え方に立ってございます。

委員おっしゃられたように上乗せというのは、さらに今後展開していくに当たっての前向きに取組を、我々も補助金を上乗せすることによってさらに加速化させたいと、こういうような考え方でございます。

#### ○ 小川政人委員

だから、そこは国が救わなかったところの人たちを救うということはないのか。皆、国がもう救っておるわけか。

#### ○ 荒木商工農水部長

これ対象がやはり違いますけれども、中小企業小規模事業者に関しては50%以上減収になったところ、我々は、他都市の状況を見まして、これいろいろご意見は頂くことになろうかと思っておりますけど、20%から50%の間、そこを我々としては措置していこうというような考え方でございます。

#### ○ 小川政人委員

だから、上乘せのところはもう救うべきところはなく、上乘せだけで拾うことになるのかと聞いておる。

○ 荒木商工農水部長

救うと申しましようか、やはり手を挙げていただくことが前提でございますもので、事業をやっていただくところに当たって支援していくということでございますもので、救う、救わないというより、前向きに取り組んでいただくところを後押しするというようなことでご理解頂ければと思います。

○ 小川政人委員

だから、分かったけど、制度には漏れがないということやな。漏れがないから、手を挙げてくれたところには全て行っておるから、上乘せでしていくんやという考え方でええんやな。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

中小企業等持続化給付金の20%から50%の間というやつですけれども、これも国の制度と同じように、1か月でも50%を下回れば、それ掛ける12か月がこの対象になるということですか、確認ですけど。

○ 渡辺商工課長

委員おっしゃるとおりでございます。

○ 中川雅晶委員

ぜひこの辺、なかなか国の50%減少に届かなくて、なかなか恩恵を被っていないところの事業者から、結構相談を受けるものですから、ぜひ早急に対応頂ければなというふうに思います。

それから、もう一点、地産地消ふるさとの食推進事業費、かぶせ茶もちょうど新茶の時

期で、価格も大分値崩れしたというふうにお伺いをさせていただいて、そういう手当でかぶせ茶をとるという思いは分かるんですけど、ちょっと事業規模があまりにもちっちゃいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

お茶の産地、かなり在庫が残ってしまっていて、なかなか需要を喚起できていないということで、今回は取りあえず今すぐできることで相談させていただきました。

お茶自体どうしていくかということは、これ、実は去年もかなり価格低迷して、消費が振るっていないということもあるので、今後の対策については生産者、それから、茶農協さんのほうと少し議論させていただいて、どういった方向で進めていくかというのはちょっと考えた上で、また対策を取りたいというふうに考えています。

○ 中川雅晶委員

ということは、これは第1弾ということで理解をさせていただければいいですかね。

やっぱり、非常に恐れるのは、なかなか先行きが見えないという状況と、それから、高齢化で、これを機に事業をもうやめてしまうということで、やっぱりせっかく本市として大切なお茶の産業を荒廃させてしまうという可能性が非常に高いのかなと思うので、ぜひそうならないように施策展開をしていかなきゃいけないと思いますので、やっぱり第2弾、第3弾を期待していますので、またそれを練り上げていただくように、もちろん茶農協さんと練り上げていただくことをお願いしたいと思うんですが、あと、ちょっと細かいところですけど、この1万5800人分のパックですけど、どこかから一括で提供されるんですか、それとも、それぞれの茶農家さんが、ある程度潤うというか受益がちゃんとあるのかどうか、その辺はどうなんですか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

この一煎茶パックのお茶自体は、茶農協さんのほうで取りまとめて製作をしてもらいます。その上でうちのほうで各学校のほうに届けたいというふうに思っています。

○ 中川雅晶委員

茶農協さんで取りまとめてということですね。

分かりました。

○ 諸岡 党委員

ちょっと分からん。

この資料で、このお茶を茶農協じゃなくて、障害者就業施設に発注と書いてあるけど。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

一煎茶を3つセットにして、しかも地元のものというのが分かるような形にパック詰めしますので、その辺の組む作業を障害者施設さんのほうにお願いしたいというふうに考えています。

○ 諸岡 党委員

そうすると、もっと意味が分からんのやけど、あくまでも発注先は、茶農協は関係ないということですか。障害者施設に発注して、障害者施設から下請けである茶農協に注文がいくと、そういう意味ですか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

一煎パック自体は作っていただく必要がありますので、その作成は茶農協さんのほうに発注します。

○ 諸岡 党委員

要するに、四日市市が茶農協からお茶葉とパック、別々かどうか知らんけど、バラで買って、それを詰める作業を障害者施設に頼むと、そういう意味ですか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

一煎パックというのは、ネットに入ったティーバッグみたいなやつですね。それがアルミの袋に入っているんですけども、そこまでは茶農協さんのほうに製作をしてもらいます。

そのできた一煎パックというものを、セットにして、かつ地元のものと同様に分かりやすい簡単な案内を入れて、各児童に配れる状態にする作業は障害者施設さんのほうにお



願いたいということです。

○ 諸岡 党委員

分かりました。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

資料作成お疲れさまでした。

後で説明してもらった資料のほうで、事業の内容があって、必要性が書いてあって、妥当性について示されていて、事業の効果ということを書いてもらっているんですけども、この必要性の部分というのは、私とか豊田議員が質問させてもらったときに求めた必要性というのは、もっと言うと、誰が言っているのかというのを聞いたかったわけですよ。誰が必要として、どこで声が上がった話なんだろうと。

私の求める表現の仕方であれば、様々な経営相談であったりだとか、信用保証協会に融資の取付けのための証明を出したいので欲しいと言ってきたところからの声が上がってきて、事業立案されているのでしょうかねということが伺いたいし、その中で見えてくる、今、新聞や報道とかではなかなか出てきにくい四日市の経営者さんの生の声が聞こえてきて、それで、事業立案に至っているというのであれば、その必要性という部分については、顔の見える必要性、僕がその人を知っているという必要はないんですけども、四日市市として、確かに必要だという声をどう吸い上げてきたかというのをここに表現してほしいかというのが私の思いなんですわ。

その中で、あえて伺うとすると、12ページの中小企業IT導入サポート補助金なんですけれども、上段のほう、11ページの非対面が求められるからというのは分かるんですよ。

ここで、挑戦的というか、今後、事業を継続していくために必要な投資を行う事業者に対して補助をしていくという話があって、市単独のものと国のものがあるって、国のほうに上乘せする部分と、市の単独で行うものがあるかなというのも分かるんですが、今日の説明の中ではその辺りのこともちょっと見えてこなくて、何となくこの必要性の部分は作文してあるだけなのかなというふうに受け止めてしまったところがあるということを申し上げ

げた上で、補足があれば改めてご説明いただきたいと思います。

#### ○ 渡辺商工課長

ありがとうございます。

順番が逆になりますけど、まず市単独の事業につきましては、中小企業さんを我々去年とかも回らせていただいている中で、まだまだIT導入していない企業さんが非常に多いというようなことを把握してございました。

また、アンケート調査におきましても、市内でIT導入していない企業さんが1割前後というような状況の一方で、何らかしだIT導入していかなければいけないという意識がある企業さんは50%以上いると去年把握してございました。

市の事業をやっている中、企業さんの――なかなかコロナで会えないんですけれども――話を聞きますと、コロナの関係もありまして、さらにIT導入を加速していく必要があると、もっとしていかなければいけないというような重要性があるというところで、特に機器の導入からしていきたいと。

市単独の事業と国の事業の違いとしましては、市のほうはどちらかというとゼロから1に向けてというような制度設計をしております。国のほうにつきましては、より深く専門的に取り組んでいきたいという事業者を対象としてございますので、そちらにつきましても、促進をしていきたいということで、事業の上乗せというような形で示させていただいたところでございます。

#### ○ 樋口龍馬委員

丁寧に説明してもらおうと分かってくる部分もありますので、その上でなんですけれども、今度11ページのほうの市単独のほうに戻りまして、中小企業IoT等活用促進事業の妥当性という部分なんですけど、これは補助の対象や補助率は書いてあるんですが、一体どういうものを導入するかということについての妥当性はどこが判断するんですかね。

ただ単にレシートを持ってくれば、それで認めてあげる話なのか、一体どういう効果を求めて、どういうものを導入してという事前の審査があって、導入に至ってというふうになるのか、その辺のプロセスというのはどうなっているか教えてもらっていいですか。

#### ○ 渡辺商工課長

こちらにつきましては、まず申請をしていただくときに内容を我々で確認させていただきます。例えば非対面型ビジネスをやっていくんだとか、そういった状況を聞かせていただきまして、補助決定させていただいて、企業さんが事業を進めていただく。

私どもとしましては、導入後、どういうことをしているかというのも、企業さんにヒアリングとか、場合によっては現場で見させていただこうというようなことも考えているところでございます。

## ○ 樋口龍馬委員

ここでちょっと諦めるというか、覚悟せなあかんことというのは、速度感が要るじゃないですか。この時期で、非対面型ビジネスモデルを少しでも早く実施をしなければいけないということがあると、なかなか導入前の精査というのはしづらいと思うんですね。

そうかといって、いざ導入したら、意外と使い物にならなくて、たんすの肥やしになっていたということについて、罰則規定を設けるという話でもないのかなというふうに考えていくと、今言われたように、一体どういうものを導入させていくかは、空振りになったものもあるかもしれないということまで含めて、今後につなげていくようなつもりにしておかないと、場合によっては税金の無駄遣いになったと言われてもしょうがないお金だと思うんですよ、この設計だと。

それでも、この時期だからというので今は通ると思うんですけど、後になって、あの時のあの金はどうやったんやという話になったときに、なかなか難しいお金やなど、本当に、ほかのやつに比べて、商工課さんのやつで特に市単独のものというのはそういうものが多いので、今回。

あのお金って何やったんやろうなと言われたときに、しっかり検証ができるような体制は整えていっていただきたいなということを強くお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

## ○ 渡辺商工課長

委員おっしゃるとおり、今後の展開、どう進めていくかというのは、我々として、市内の企業、特に製造業さんに促進を図っていくというのは我々の使命だと思っておりますので、例えば企業OB人材センターのアドバイザー、最近はそういうところへのIT導入の相談も増えてきつつあります。

ですので、そういったアドバイザーにも出向いていただいて、こう使うといい、ああするといいというようなことも併せて、支援をさせていただけたらなというふうに考えております。

○ 三木 隆委員長

他に。

では、1時間たちましたので、休憩をしたいと思います。再開は55分とします。

14：40 休憩

---

14：55 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、再開いたします。

○ 樋口龍馬委員

よろしくお願いします。

先ほどちょっと議論になっていた食肉関係なんですけれども、私も食肉の事業に関わったことは個人としてないので分かり切らんですが、もともと畜産公社にしても、食肉センター、食肉処理場にしても、四日市に対する食の安定供給を提供するというのが設置目的の中にしっかりうたわれていたというふうに記憶をしています。

その理念に基づいて、価格の高騰であったり、暴落であったりということについては、しっかりコントロールをしていかなきゃいけないという考え方も今回の予算の中にあるのかなのか、その部分だけちょっと教えてもらっていいですか、簡単に。

全くそういうのは関係なくて、あくまで生産者や買受人の話だけなのか、四日市市民に対する食の安定供給という基本理念はしっかりと守られているのか、この部分を教えてください。

○ 北住商工農水部理事

理事の北住です。

委員おっしゃるように、そこの設置目的の中には、やはり市民に対する食の安心、安全、安定供給という目的がございますので、まず、第一義的にはやっぱりそこが重要な観点でやるということで、この制度は設計させていただきました。

それに加えて、やはり生産者の方が、生産原価を下回るような取引価格ということで困ってみえる、それから畜産公社の問題もある、そういったもろもろの面を考えさせていただきまして、この二つを両方とも一遍にさせてもらうことで安定的に供給ができる、そういう判断をして設計させていただいた事業でございます。

### ○ 樋口龍馬委員

私はずっとパン屋さんですので粉ものを扱っていたんですけども、小麦粉ってやっぱり世界の相場になっていて、物すごい落ちるときもあるし、オーストラリアとかで干ばつがばんと来るとごんと値段が上がったりするんですけど、結局、その値段がパンやスパゲッティやうどんに反映されない理由は何だというと、国がそこできちんと金を入れて、凸凹がないようにしているんですよ。

それと同じようなことを今回の予算の中で、僕は一定達成しようとしているのかなというふうに思っているところがあって、今の北住理事のお話を聞きながら、私の考えている受け止め方というのはそう間違っていないのかなというふうに理解をしたいと思います。

以上です。

### ○ 三木 隆委員長

他に。

### ○ 太田紀子委員

そもそも論で教えていただきたいんですけど、肉用牛農家経営安定支援事業なんですけど、生産者が差額の4分の1、買取人が差額の3分の1相当という、この比率というのは、逆に、生産者を助けようと思ったら、3分の1以上が必要なのかなとか思ったりするので、この背景というか、どういう理由でこの比率を決められたのでしょうか。

### ○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

実際に下がっている差額とかを鑑みまして、そのうちの補助ということで、4分の1と

させていただきました。

結局、積算は7万円はなっているんですけども、1頭1頭見ていきますので、今回、4分の1を支援することによって、生産者さんにも先を見ていただけるかなということで、今回は4分の1というふうな判断をしました。

○ 太田紀子委員

買受人の3分の1は。

○ 荒木商工農水部長

荒木でございます。

生産者の4分の1と買受人の3分の1で、生産者のほうが低いやないかというご指摘だと思んですけど、この買受人の支援につきましては、最終的に、高く競り落としていただくことで、生産者のほうにも寄与すると、その分は。

そういうことから、4分の1、3分の1としたということでございますが、高く競り落とされ過ぎても問題がございますし、消費者に影響するというのもございますので、3分の1というような報償費的に扱ったと。

ちなみに、先ほどの岐阜の事例を申しますと、1頭10万円というようなことで、こちらも参考としたわけでございます。

○ 太田紀子委員

さっき小川委員も言われましたように、難しい判断ですよ。買受人の人がその分上乘せして競り落として、生産者のほうに還元されればいいけど、ちょっと難しい判断かなと思うところです。

以上です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

関連ですけど、今、先ほども岐阜の飛騨牛の話がされていて、今、ちょっと日本農業新

聞というのを見ると、姫路市や群馬県の取組とか、もちろん岐阜の飛騨牛のこととかも載っているんですけども、一定、購買意欲を刺激して、価格が上昇しているというようなことで、非常に効果があるというような農業新聞の記事、今、見させていただいているんですけど、その辺、他市の状況とか、こういった今回の補助制度を使うことによって、畜産公社を守りますし、四日市の市場を守るというところの一定効果があるのかどうかというのをもう少し詳しく教えていただけますか。

#### ○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

岐阜市場のほうは新聞に紹介されておりましたように、期間限定をして、競りのところで10万円、1頭当たり交付をしています。

これによりますと、価格は上がる傾向にあったという結果が出ています。

今回、私どもも、これ9万円という値段にはしておりますけれども、年内の取引ということで、この間の市場の活性化、買参人さんの買受け意欲の向上と、それから、併せて生産者さんが、こういうところに出していただければ、生産者振興にもつながっていきますので、この期間に当たって、これを交付したいということで、取引自体をちょっと活性化するというのの効果を見たいということでこういうふうに組立てさせていただいております。

#### ○ 中川雅晶委員

今回、高級な牛ですけども、こういったところに施策を打つことによって、通常の牛であったりとか、豚やったりとか、こういうところにも大きく見れば影響していくということはあるんですか。

#### ○ 荒木商工農水部長

荒木でございます。

委員おっしゃっていただいたところのことなんですけれども、やはり我々として狙っておるのは、次長も先ほど申しましたが、この奨励費を使うことによって、市場に出していただける、あるいは相対していただけるというようなことがございます。

それで、やはり生産者の方からより多く出荷していただけるような環境を整えたいということと、一方で、今朝ほど、新聞を見られた方だと思っておりますけれども、ちなみに申し

上げますと、買受者の方で今まで取引のなかった方から、新聞見たよということで、今後、参加するような――これはどうか分かりませんが――そういった事例があるように、若干その方々、2者ぐらいから聞いてございます。

そういったことで、市場を活性化することによって、一番の目的である市民の方に安全、安心な食肉、これを提供していく、市場を活性化していくというようなことにつながっていくというふうな考え方でございます。

○ 中川雅晶委員

分かりました。

○ 三木 隆委員長

他にありませんか。

○ 小川政人委員

関連。

岐阜で効果があったと、10万円の支援で幾ら、取引価格が上がったんや。

○ 森田農水振興課副参事兼食肉センター・食肉地方卸売市場場長

食肉センター、森田でございます。

岐阜でございますけれども、競り市のほうが二つありまして、岐阜市中央卸売市場と飛騨ミート地方卸売市場ということで、その2件につきまして10万円の補助を4日分の競りについてということでやっております。

どちらも、その4日分というか、4週分の競りが終わりました、初競りが行われております。

どちらも事業を開始する前の金額と比べますと、10万円の交付をしておる期間中は、かなり値段的には20万円とか25万円ぐらい上がっておりましたが、この競りが終わりましたからでも、今のところ、この事業をやる前と後で比べまして、平均で10万円ほどの上昇が見られておると。

ただ、これはあくまで、まだ終わりましたから1週でございますので、今後また2週、3週と状況を見ていかなあかんというふうな情報は得てございます。



買受人のほうにつきましても、ここはふだんから買受人さんが結構多くて競り合うところではあるんですけども、この事業をやっておる間は、買受人さんがやはり多少は増えていたというご意見は頂いてございます。

以上です。

#### ○ 小川政人委員

普通、競りなんかは、買受人が増えるのは、市場価格が安い値段で取引されておったら買受人が増えるんですけど、10万円がもらえるから、高い値段になって、買受人が増えるというのはなかなか難しいかなというふうに思っています。

買受人に直接補助金を出して、たまにしか来ない人に1頭あたり幾らとサービスするのもどうかと、やはり今まで一生懸命市場を守ってくれておった人たちを助けるのが一番やし、消費者にも反映させないといかんのやわな。

そうすると、購入価格が高くなったら、消費者には転嫁していかへんもんで、100円で買ったら150円で売るとか、そういう掛け値はあるやろうと思うと、どうしても高い値段で買ったら、仕入価格に何割か乗せて販売するわけだから、消費者のためには全然ならんと思うし、やっぱり事業効果という部分でいけば、生産者にそのまま渡して、そして、生産者のほうが、安くなっても耐えられるようにすると、競り値は下がるから、下がった分、消費価格も下がるし、それから、買受人も増える可能性もあるもんで、これは、政策的な効果としたら、僕は生産者に直接安くなった部分を補填してやるという9万円のほうがいんやろうなと思う。

#### ○ 三木 隆委員長

意見ですか。

#### ○ 小川政人委員

そういう話です。意見です。

#### ○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

違うところでいいですか。

この中小企業 I o T 等活用推進事業ですが、補助対象者は事業所を市内に有し、1年以上事業を営む中小企業者となっているんですが、1年以上というのは、現実的に、例えば事業開始がコロナと重なっている企業とかが対象から外れるとなると、少しどうなんだろうと思うんですが、この1年以上と設定したのはどういう理由ですか。

○ 渡辺商工課長

こちらにつきましては、市内で、まず製造業をやっている実績があるというところで、ある程度の継続性も含めて確認してさらに飛躍していただきたいというような思いで1年というようなところも設定させていただいているところでございます。

○ 中川雅晶委員

製造業なので、ある程度継続的にやってなきやいけないということが、前提としてあるのは分からないわけではないんですけれども、こういう製造業の中小企業で、事業開始から1年満たないで、今苦しんでいる中小企業とかからの報告はないんですか。

○ 渡辺商工課長

この I T 導入というところではございませんけれども、例えば売上が50%落ちたときの国の給付金が受けられる、受けられないというところとか、そういったところでも事業継続期間というのが、やはりどこかで線引きがなされております。

そういったところで、もともとは国も1年間という制度設計をしておりましたけれども、そういったお声もありまして、昨年度の途中から事業実施というところも換算方式を別に、対象にしていくというような形で、国のほうも制度を変えておりますので、そういった事業者様はそちらのほうで支援をさせていただけるのかなというふうに思っております。

○ 中川雅晶委員

分かりました。

○ 三木 隆委員長

他に。

意見ありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段、ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

○ 小川政人委員

肉用牛のところで買受人に対する補助と、予算自体には文句はないんやけど、この制度を活用する部分の中身でいくと、やはり直接生産者に補助を出したほうがより効果的だというふうな思いでありますので、難しいんやけど、反対をして、全体会で修正なりをかけたなというふうに思っていますので。

もう一度、この予算を使って、どちらがより政策効果を上げられるのかという部分において、すんなり賛成することはできません。

○ 中川雅晶委員

生産者を守るというのも大切だと思うんですけど、市場で売買しているというのはやっぱり買受人がいないと売買できないですし、その価格によって、市場価格というのが上下するということがありますので、そうなると、先ほど質問させていただいたとおり、ほかの自治体で先行的に取り組んでいるところが一定市場価格の安定に寄与しているとなれば、もちろんその後に事業効果はしっかりと検証しなきゃいけないとは思いますが、一定この事業を実施することによって、高級な牛だけではなくて、牛の市場、また豚の市場というのを守っていく、そのことがひいては畜産公社を守っていくということになれば、この事業というのは一定効果が見込めるのかなというふうに思っておりますので、賛成をさせていただきたいというふうに思います。

○ 三木 隆委員長

それでは、反対表明がありましたので、挙手により採決を行います。

議案第19号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、第2項畜産業費について、挙手による採決をしたいと思います。

原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○ 三木 隆委員長

賛成少数。よって、この項目については否決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、第2項畜産業費について、採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決する。〕

○ 三木 隆委員長

そのほかの議案に対しては反対表明がありませんでしたので、簡易採決をさせていただきます。

議案第19号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費について、採決の結果、

別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

それでは、全体会審査に送るべき事項について、委員の皆様からご提案がありましたら挙手にてご発言願います。

○ 小川政人委員

もう言わんでもええやろう。

○ 諸岡 覚委員

ちょっと事務局に確認したい。

否決されたものは無条件で全体会に行くんですか、それとも、ここでもう一回、上げるか上げないか決めるんですか、そこだけ確認をしたい。

○ 伊藤議会事務局主事

原則、否決となった部分については送ることが前提となりますが、一旦諮って頂くことが必要になります。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、諮って、全体会に上げないとなったら、否決されたものでも全体会には上がらないということですか。

○ 小川政人委員

それはおかしいな。

○ 諸岡 覚委員

私は無条件で上がるものやと思っていました。

○ 伊藤議会事務局主事

あくまで、全体会送りは過半数で全体会に送るか否かを決めますので、異議があったと

しても、その場で多数決を取っていただいて、全体会に送るべきという方が多数であれば。

○ 諸岡 党委員

だから、今、否決されましたよね。否決されて、今から諮って、全体会に上げないが多かったら、否決されたものも全体会には上がらんと、そういうことですね。

ちょっと私が思っておったのと違うので、そこを明確に確認したい。

○ 小川政人委員

全体会に送るということは、否決または修正をかけるために全体会に送るんやで、委員会で否決されたことが全体会に送られないという話にはならんと思うけどな。

○ 三木 隆委員長

ちょっと確認しますので、暫時休憩します。25分まで。

15 : 15 休憩

---

15 : 21 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、再開いたします。

全体会審査の提案がある場合、どのような理由で全体会審査を提案されますか。

ご意見ありましたら。

○ 諸岡 党委員

ちょっと待って。その前に、私がさっき質問した、理屈上どうなっておるのかの回答を教えてください。

○ 三木 隆委員長

全体会審査に送るべきものとしては、附帯決議を付すべきもの、修正すべきもの、複数の分科会に関わる事項等が挙げられておりますので、今回の案件は、私は修正すべきもの

という部分で全体会に上げたいと思います。

○ 諸岡 党委員

いや、そうじゃなくて、私が聞いているのは、否決されたものは自動的に全体会に送るのではなかったんですかと聞いているんです。

違うなら違うと言っていただければ。

○ 伊藤議会事務局主事

事務局、伊藤です。

申合せ上、否決されると、イコール全体会送りになるということにはなっておりません。

○ 諸岡 党委員

なっていない。そうなんや。

○ 中川雅晶委員

全体会でどういうふうに判断するかですよ。

○ 小川政人委員

だから、ここは否決やけど、全体会はまた全体会で議論しろという話です。

○ 諸岡 党委員

了解しました。

○ 三木 隆委員長

だから、全体会へ送るべきとの提案があるという方は、意見を述べてください。

○ 諸岡 党委員

今、分科会では否決になりましたけれども、これは非常に大きな問題だと思います。

否決するべきと言われた方には当然それ相応の理由があるんだろうと思いますけれども、先ほど理事者の話にもありましたけれども、さっそく新聞に載って、それに期待をしてい

る多くの関係者の方もいらっしゃるわけですから、ここで、分科会で否決してこれで終わりというわけにはいかないと思いますので、私はぜひ全体会でもう一度審査をしていただきたいというふうに思います。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

僕、もう初めから全体会送りやと思っておるもので、こんなの全体会でしか決められないので、一旦、ここは分科会として否決はしたけど、全体会で当然やるべきもの。

それをおかしなこと言い出すものやで。

○ 三木 隆委員長

それでは、全体会審査に送るべきとの意見がありました。

本件を全体会審査に送ることに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 三木 隆委員長

賛成多数です。よって、それでは、本件を全体会審査に送ることといたしました。

[以上の経過により、議案第19号 令和2年度四日市一般会計補正予算（第4号）のうち、第2項畜産業費について、採決の結果、賛成多数により全体会審査に送るべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

次に、産業生活常任委員会所管事務調査として、新型コロナウイルス感染症対応事業の現状についての報告を受けたいと思います。

説明を願います。



○ 渡辺商工課長

商工課、渡辺でございます。

資料につきましては、タブレットの03、6月定例会議会の、06の産業生活常任委員会の、002商工農水部（所管事務調査資料）をお願いいたします。全体で9ページのものになっております。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

どうぞ。

○ 渡辺商工課長

それでは、9分の3ページのほうから説明をさせていただきたいと思います。

今回、所管事務調査ということで、新型コロナウイルス感染症対応事業の現状としまして5月補正でお認め頂きました事業の現状等につきまして整理をさせていただいております。

まず、一つ目でございますけれども、セーフティネット資金保証料補助金という事業でございます。

こちら、補正予算額をご覧のとおりでございます、（2）の表のところ現状を示させていただいております。

この4月1日からこの6月15日までの間で、市のほうにセーフティネットを使いたいの認定をお願いしたいというような認定状況につきましては、1988件ございました。

その中で、銀行から信用保証協会へ行って、保証承諾を取ったものが767件というもので、若干タイムラグがございますけれども、そういった状況になってございます。

貸付実行まで行っているのが582件というような状況になってございます。

（3）でございますけれども、市の窓口で認定を受けられない事例というところについてご紹介のほうをさせていただきます。

まず、このセーフティネット保証につきましては、売上高の減少が条件になっておりまして、当然それぞれの保証によって減少率が決まっているんですけれども、そこに至っていない、要はあまり売上げが落ちていないというところにつきましてはこの対象にならないということで、認定させていただけなかったというような事例がございます。

令和2年5月以降、この制度につきましては、まず三重県のほうで、5月1日から、新たなセーフティネット制度を設けておりまして、こちらは、信用保証料ゼロ、3年間の無利子の導入というものも制度設計されておったり、あるいは国は、当初バーとかキャバレーなどについては保証の対象にしないとしていたんですけれども、場合によっては対象になりますよというように、制度を変えてきているというものがございます。

また、国の2次補正は6月12日に成立しておりますけれども、6月15日から県がその制度を使ってなんですけど、融資額を3000万円から4000万円に拡充する等々の制度変更もなされているところでございます。

なお、中小企業振興資金は市の独自制度でございますけれども、こちらはセーフティネット制度のほうから順番に借りられていますので、現時点での利用実績は2件というような状況でございます。

4ページと5ページに、現状のセーフティネット制度等の概要を表で示させていただいております。

その適用期間、セーフティネットの保証4号、5号の適用期間が、今まで6月30日までとなっておりましたけれども、こちら国のほうで9月30日まで延ばすという制度変更を行っております、市のほうでも対応させてもらいたいというふうに考えております。

続きまして、9分の6ページでございます。

テナント賃料減免等支援補助金でございます。

こちらはビル等のオーナーさんがテナント賃料を減免したときに、オーナーへの支援を行うものでございます。

こちら、(3)でございますけれども、実績のところ、6月18日現在で、問合せは795件頂いております。

現在、実際、受付まで申請書を持ってきていただいたのが69件となっておりまして、テナントの数は131件というふうになってございます。

その中で、補助対象外とさせていただいた事例について、一部紹介をさせていただきます。

まず、一つ目といたしましては、個人所有の建物に、自分が代表取締役を務める法人が入っていて賃貸契約をしている、要は、賃借人と賃貸人が同一というケースは、私どもで対象とさせていただかないとしておりましたので、対象外とさせていただいた事例がございます。

また、土地を賃貸されているケースにつきましても、減免したのでと相談がありましたけれども、土地につきましても対象としていないということで対象外とさせていただいております。

また、対象のテナントさんは今、中小企業基本法に基づく中小企業者というふうにさせていただいております。NPO法人さんは対象にならないということで、NPO法人さんがテナントとして入っていただいている件につきましては対象外という形でさせていただいているというところがございます。

なお、参考までに、国の2次補正で、国のほうも家賃補助をしていくというようなことを確認しております。現在、まだ準備をしているというところがございますけれども、国のホームページで発表されている概要を、こちらの下のほうに示させていただいております。

続きまして、9分の7ページをお願いします。

中小企業雇用継続支援補助金、こちらは、国の雇用調整助成金を受けた中小企業者さんに、国の対象にならない部分で上乗せさせていただくというような制度でございます。

こちらのほうも、国が制度を若干拡充してきておりまして、一つは、上限額がございます。こちら、1人当たり上限8330円としておりましたけれども、国のほうで、1万5000円まで上限額を引き上げたというのがございます。

もう一つは、国のほうで、もともと解雇しなかった場合は、国は10分の9補助しますというふうに言っていて、そこの残りの10分の1の部分を市が支援させていただこうと制度設計しておりましたけれども、今回、国のほうが制度を拡充しまして、解雇等をしなかった場合は10分の10、上限はありますけれども、全て国のほうで支援をするというような変更がございました。

もう一方で、解雇された事業者さんにつきましては、国は5分の4を支援するとなっております。こちらのほうは国のほうは制度を変えていないものですから、市のほうとしては、このまま市の制度をやっていきたいというふうに感じているところでございます。

問合せ、16件ありまして、今のところ申請はまだございません。

続きまして、9分の8ページをお願いいたします。

三重県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金と、これは4月20日から5月6日まで休業していた場合、事業者さんに協力金を出させていただく制度でございます。

こちらにつきましては、県のほうに確認して、四日市市内の実績といたしましては(3)

に示させていただいておりますけれども、四日市市内では1997件を、県として受け付けたというふうに聞いております。

市の補助金の交付予定額は4億9396万5000円になるということで、まだ県のほうが最終集計中でございますけれども、現時点、6月18日現在ではそのような状況になってございます。

なお、三重県全体では1万1329件の申請があったというふうに聞いております。

続きまして、9分の9のページです。

四日市市プレミアム付食事券事業費補助金でございます。

こちらはクラウドファンディングを使いまして、さきめし券プロジェクトとして実施をさせていただいたものでございます。

5月以降、5月29日にクラウドファンディングの応援が終わりまして、6月12日に応援金の振込を開始しているところでございます。

7月1日から、さきめし券の利用開始ということで、今、さきめし券の発送開始を6月22日からスタートしているところでございます。

実績といたしましては、最終的には参加飲食店517店舗参加頂きまして、応援していただいた方が延べ1万4639人となっております。

応援額としましては、3億211万1000円というような状況になってございまして、こちらにつきましては、応援額が想定より非常に多くなったということで、関連しまして、そのプレミアム分あるいは手数料あるいは郵送費等々、事務経費も増えてくるということが想定されまして、1月以降に精算業務に入ってきますけれども、精算業務後に補正等で対応のほうを、またご相談のほうをお願いさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

ちょっと省略しましたが、説明は以上でございます。

#### ○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたらご発言願います。

#### ○ 樋口龍馬委員

少しずつ確認させていただきます。

9分の3なんですけれども、5月15日以降に信用保証対象外業種に係る取扱いの変更があって、その後、市の窓口で緩和された部分の業種の方というのは相当数見えたのか、それほどの数でもないのかというところはわかりますか、この資料の中から。

業種で縛るものはないですもんね。この5月15日の緩和を受けて。

○ 渡辺商工課長

こちらの事例にも書かせていただいておりますが、バー、キャバレーを営まれている方から、5件の相談あるいは認定申請を頂いているという現状でございます。

○ 樋口龍馬委員

周知は行き届いておるんですかね。

○ 渡辺商工課長

行き届いているかどうかはあれですけれども、変更になりましたというところはホームページ等で案内させていただいて、金融機関さんにも、その旨のお知らせをさせていただいているところでございます。

○ 樋口龍馬委員

続けて、9分の6、所有者と借りている方が同一である、賃借人と賃貸人が同一であるという方たちが窓口に来た人でどれぐらいいたのか。

あと、土地の賃貸に関わる相談というか、来訪がどれぐらいあったのか。補助を出せない部分について、どれぐらいの方がお見えになったか、教えてください。

○ 樋口工業振興係長

商工課の樋口でございます。

まず、実質的に同一人である場合に補助対象にならないとさせていただいた件数につきましては、ご相談あったものを含めまして、7件というふうになっています。

それから、土地の賃貸借に係る申請があった場合に対象外とさせていただいたのは3件というふうに把握をしております。

○ 樋口龍馬委員

事前に、結構、不動産屋さんの中でこの話は共有されたところがあったので、土地については、顕在化していない部分というのはいっぱいあるのかなというのを感じたのと、私の知っている人だと、対象になるかどうか試すために自分の持っている土地のうちの一つだけ出したという方も見えたので、この3件の後ろにもあるんだろうなという部分。

同一名義の方というのは、この話を聞いて、要綱を読み込まずにお見えになった方というのが見えるでしょうから、どれぐらいの部止まりになっているか分からんですけども、ある程度の数は見えたんだなというところですね。

受付の69件、テナント数131件になっているんですけども、この131件、受け付けた部分については、全て交付したということによろしかったですか。

○ 渡辺商工課長

事務手続に2週間ほど頂いておりますので、全てが交付まで行ってはいないと思いますが、2週間以内での交付を目指して、今事務作業をしているところでございます。

○ 樋口龍馬委員

数字も、69件の受付という点から考えますと、同一人名義で対象外となったものが7件ということは、受け付けたうちの1割程度の方が、土地ということになると、さらに多くの土地の賃貸に係る部分というのが出ていますので、これは国が今考えている家賃補助の給付金の動向を見ながら、場合によってはぜひ新しい制度の設計ということを考えていただきたいということをお願いして終わります。

○ 三木 隆委員長

他にありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

意見もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

これで、商工農水部に係る議題は全て終了しました。お疲れさまでした。

理事者の入替えがありますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

15 : 41 休憩

---

16 : 14 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、休会中の所管事務調査についてですけど、継続中の調査テーマについてちょっと4点説明しますと、地方卸売市場についてと、産業の創出・活性化について、客引き行為等の防止について、市立四日市病院次期中期経営計画についてというところで、卸売市場については調査費がついて、まだまだどういうスタンスで動き出すかというのは難しいところで、まだまだ道半ばと。

産業の創出活性化については、この時勢であって、一般質問で少し説明頂いたんですが、なかなかすぐに呼んで面白みのある話は聞けないということ。

客引き行為等の防止は、条例改正のためのパブコメした後にぐらいでもいいかなというふうに考えております。

市立四日市病院も少し聞いたんですが、次期中期経営計画、これ8月には少し説明したいと言っていますもので、可能性があるのは市立四日市病院の次期中期経営計画についてという部分が、日程的には7月28日の午後1時半と、テーマについては、今言うところで、正副一任ということによろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

多分、僕の第1候補は市立四日市病院というふうに思っています。少し進んでいるというか、話が聞けそうなテーマというのは病院かなと。

じゃ、正副でちょっと確認して決めたいと思います。

だから、7月28日の13時半を、スケジュール取りあえず押さえておいてください。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

次に、6月定例会議会の議会報告会、これは、出席議員は議長、副議長、4常任委員長、予算常任委員長、その他出席を希望する議員ということで、特に縛りはないもので、一応、7月8日水曜日、午後6時半から8時、総合会館7階の第1研修室で、テーマは四日市市市政全般についてということで行います。

それと、8月定例会議会の議会報告会について、日程案ですが、10月12日月曜日、会場、保々地区市民センター2階、大会議室。こちらは従前どおり開催する予定としており、2月定例会議会が中止になったときにも、この保々地区市民センターで開催するという予定だったもので、今回も引き続きで、順番として保々地区ということによろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

10月12日。

では、そのように進めたいと思います。

それと、開催時間が、午後6時半から8時45分が今までの開催時間で、一遍、後をちょっと早くしたいなど、午後6時半から8時。あんまり、後ろに引っ張るのも気の毒と思って。

これはすぐにでなくても、まだちょっと時間ありますもので、一遍皆さん、考えておいってください。

最後に、今回の分科会長報告の記載につきましては、正副分科会長に一任していただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ありがとうございます。

それでは、以上で全ての事項が終了しましたので、産業生活常任委員会を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。



16 : 20 閉議